



Hong Kong Institute of
Certified Public Accountants
香港會計師公會



(仮 訳)

リサーチ・ペーパー

2020年3月

のれん：
企業結合後の会計処理の改善
及び定量的調査の更新

企業会計基準委員会スタッフ
香港公認会計士協会スタッフ

本リサーチ・ペーパーの観察及び見解は、ASBJ スタッフ及びHKICPA スタッフのものであり、必ずしもASBJ 又はHKICPA の見解を反映するものではない。

目次

要約	P. 3
イントロダクション	P. 6
パート 1 定量的調査	P. 9
パート 2 範囲及び取得のれんの測定基礎	P. 19
パート 3 減損に追加して償却を再導入する論拠	P. 22
パート 3A ASBJ スタッフの見解	P. 22
パート 3B HKICPA スタッフの見解	P. 32
パート 4 償却期間及び償却方法	P. 45
パート 4A ASBJ スタッフの見解	P. 45
パート 4B HKICPA スタッフの見解	P. 49
付録 A 定量的調査の手法	P. 55
付録 B 有機的に成長する企業と企業結合により成長 する企業の比較可能性	P. 58
付録 C ASBJ スタッフが参照した学術研究	P. 61

要約

定量的調査

1. 本リサーチ・ペーパーにおける更新後の定量的調査は、財務諸表上の取得のれんの金額が概ね継続的に増加していることを示している。この増加傾向を踏まえると、取得のれんの減損のみモデルが想定のとおり機能している可能性が低く、それが、一部の利害関係者が懸念として指摘している「too little, too late」の問題につながっている。

範囲及び取得のれんの測定基礎

(本リサーチ・ペーパーの範囲)

2. 本リサーチ・ペーパーは、取得のれんの事後の会計処理を範囲としている。ASBJ スタッフ及び HKICPA スタッフの両者は、取得のれんは自己創設のれんから独立した別個の会計処理単位であると考えている。

(取得のれんの測定基礎)

3. 取得のれんは、取得原価^(訳注1)で測定すべき資産であり、その取得原価は、時の経過に伴う費消を表すべきである。取得のれんは、また、減損テストの対象となる。減損テストを実施する場合、資金生成単位（「CGU」）の回収可能価額は、将来キャッシュ・フローを割り引いて算定される。

減損に追加して償却を再導入することの論拠

4. ASBJ スタッフ及び HKICPA スタッフの双方は取得のれんを時の経過とともに規則的に償却し、減損の兆候がある場合に取得のれんが帰属する CGU を対象として減損テストを実施すべきと考える。

(ASBJ スタッフの見解)

5. ASBJ スタッフは、取得のれんは「減耗性の資産」（つまり、時の経過とともに価値が低下する資産）であり、この性質を忠実に表現するために、財務諸表において価値の低下を反映する必要があると考えている。

^(訳注1) “historical cost” については、「歴史的原価」との訳語もあるが、本リサーチ・ペーパーでは、「取得原価」を用いる。

6. ASBJ スタッフは、この減耗する性質及びその他の要因のため、取得のれんは減損テストに加えて償却すべきことを提案する。減損は取得のれんの帳簿価額における回収可能性の不足を示す役割を果たす一方、償却は取得のれんの費消を示し、両方必要である。

(HKICPA スタッフの見解)

7. HKICPA スタッフは、のれんは、企業の公正価値と現行の会計基準の下で認識される識別可能な純資産（帳簿価額）との差異として説明される可能性があると考え、これを「経済的なのれん」と呼称する。経済的なのれんの価値は時間とともに絶えず変化する。我々は、取得のれんは、取得日時点の経済的なのれんの静的なスナップショットであると考えます。
8. 時の経過とともに、取得のれんとして認識された金額は、企業の現在の公正価値や企業の現在の帳簿価額を次第に反映しなくなり、したがって貸借対照表項目としての意味が乏しくなる。
9. HKICPA スタッフは、次の理由から、（兆候に基づく減損を伴う）償却が減損のみの枠組みよりも取得のれんの性質をより良く反映すると考えている。
 - (1) 取得のれんは被取得企業及び統合後の企業を次第に表さなくなるという事実をより良く反映する。
 - (2) 企業結合がどのように利用されるかを示すより良い機会を提供する。
 - (3) 有機的に成長する企業と企業結合を通じて成長する企業間の比較可能性を改善する。
10. また、減損のみモデルにより次第に大きくなるのれんの残高は、経営者のインセンティブに好ましくない影響を与え、リスクを誤表示させる可能性があるが、HKICPA スタッフは、償却が、のれんの残高を適時に費用配分することを確実にするものと考えます。

償却期間及び償却方法

11. ASBJ スタッフ及び HKICPA スタッフの両者は、取得のれんを構成要素に分解して各構成要素に応じて異なる償却期間を使用するのではなく、各企業結合に対して認識される取得のれん全体に単一の償却期間を使用して償却すべきと考える。

(ASBJ スタッフの見解)

12. ASBJ スタッフは、償却期間は、経営者が、キャッシュ・インフローが企業結合により増加することを見込む期間に基づくべきだと考える。また、ASBJ スタッフは、目的適合性のある情報の提供と「too little, too late」の問題への懸念に対応する必要性とのバランスをとるため、基準設定主体が償却期間の最長の年数を設定すべきと考える。

(HKICPA スタッフの見解)

13. HKICPA スタッフは、次のように考えている。

- (1) AGW の償却期間は、予想される企業結合の利用の観点から決定されるべきである。企業は、どのような償却期間及び償却パターンが予想される企業結合の利用を最もよく反映すると見込まれるかを決定するために判断を用いるべきである。
- (2) 予想される企業結合の利用を反映する原則に基づいて償却期間を決定するプロセスは、(1)経営者（企業結合日前に企業結合後の計画について批判的に考えることが必要になるため）、及び(2)利用者（企業結合について経営者が予想する時間軸についての洞察を得ることになる）の両者に便益がある。

イントロダクション

本リサーチ・ペーパーの目的

- IN1 のれんの事後の会計処理は、長年議論の対象となってきた。本リサーチ・ペーパー（「RP」）の公表時において、国際会計基準審議会（「IASB」）は、のれん及び減損に関するリサーチ・プロジェクトを進めている。また、米国財務会計基準審議会（「FASB」）も、識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理に関するプロジェクトを進めている。
- IN2 本 RP の目的は、目的適合的で適時な分析と議論を世界的なりサーチ・プロジェクトに提供し、企業会計基準委員会のスタッフ（「ASBJ スタッフ」）と香港公認会計士協会のスタッフ（「HKICPA スタッフ」）の意見を提示することである。
- IN3 本 RP で達成を目指しているのは次のとおりである。
- (1) 2016 年に欧州財務報告諮問グループ（「EFRAG」）事務局と ASBJ スタッフが実施した作業を基礎として、更新した定量的調査からの新たな発見を共有すること。
 - (2) IFRS の下でのれんの現行の要求事項を分析すること。
 - (3) のれんの事後の会計処理に関する代替的な見解を検討すること。
- IN4 本 RP は、ASBJ スタッフと HKICPA スタッフ（合わせて「両スタッフ」という。）の共同作業によるものである。

現行の要求事項及びのれんの 2 つの概念

- IN5 IFRS 第 3 号「企業結合」は、のれんを「企業結合で取得した、個別に識別されず独立して認識されない他の資産から生じる将来の経済的便益を表す資産」と定義している。
- IN6 IFRS 第 3 号を適用すると、のれんは、当初、取得日において残余一すなわち、移転した対価が取得した識別可能な純資産を超過する額（簡略化のため、非支配持分及び段階取得は無視する）一として認識される。その後、のれんは取得原価で測定され、減損が生じた場合に IAS 第 36 号「資産の減損」の要求事項

の下で減額される。このアプローチは、「減損のみ」アプローチと呼ばれることがある。

- IN7 IFRS 第 3 号の下でのれんとして定義されているものは、「取得のれん」（「AGW」）と表現することができ、本 RP ではその名称を用いる。
- IN8 また、「自己創設のれん」（「IGGW」）という概念もあり、本 RP では AGW と明確に区別される。この概念については、パート 3 で説明する。

のれんに関するプロジェクトの経緯

- IN9 IASB は 2004 年に IFRS 第 3 号を公表して IAS 第 22 号「企業結合」を廃止した。その際に、持分プーリング法を廃止し、範囲内の企業結合をすべて取得法を用いて会計処理することを強制した。IFRS 第 3 号は、2001 年の FASB 基準書第 141 号「企業結合」の公表に続くものであり、これにより、米国会計基準と IFRS の収斂がもたらされた。これは、被取得企業の識別可能な純資産の公正価値を超えて取得の対価を支払う企業が、残余の差額をのれんとして認識する（その後減損の対象となる）ことを要求されることを意味する。
- IN10 IASB は、2015 年 6 月に IFRS 第 3 号の適用後レビュー（「PIR」）を完了した。PIR に続き、IASB は、企業が合理的なコストで企業結合に関するより良い情報を利用者に提供することが可能な方法を調査する目的で、のれん及び減損に関するリサーチ・プロジェクトに着手した。また、FASB は、のれんの事後の会計処理に関するプロジェクトの一環として、2019 年 7 月 9 日に、コメント募集「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」を公表した。
- IN11 PIR の発見事項の 1 つは、関係者がのれんの事後の会計処理について様々な見解を有することである。特に、一部の関係者は現行の要求事項（減損のみ）を支持する一方、別の関係者はのれんの償却を支持していた。さらに、一部の関係者は、のれんの減損が必ずしも適時に認識されない（これは「too little, too late」の問題として知られている）という見解を表明しており、一部の投資家は、IFRS で要求される開示は、取得した事業が期待どおりの業績を上げているか否かの理解を可能にするような情報を十分に提供していないと述べていた。一部の企業はまた、IAS 第 36 号の下でのれんに要求される減損テストはコストがかかり複雑であると述べていた。

本リサーチ・ペーパーの構成

IN12 前項の問題の認識を踏まえて、本 RP では、のれんの事後の会計処理について議論する。本ペーパーの構成は次のとおりである。

(1) 定量的調査

本パートでは、のれんに関する定量的調査の最近の結果を示し、取得のれんの事後の会計処理に関する適時な議論が依然として必要であることを説明する。

(2) 範囲及び取得のれんの測定基礎

本パートでは、後のパートの議論の前提を提供するため、本 RP の範囲と取得のれんの測定基礎を説明する。

(3) 減損に追加して償却を再導入する論拠

本パートでは、取得のれんの事後の会計処理、特に償却を再導入すべきか否かについて議論する。

(4) 償却期間と償却方法

本パートでは、償却期間と償却パターンについて議論する。

パート 1 定量的調査

背景情報及び調査のまとめ

- 1.1 この定量的調査は、主要な法域における定量的データを提供し、のれん及び減損の金額の推移を説明することを目的としており、世界中の会計基準設定主体による、のれんの事後の会計処理に関する技術的及び概念的な議論を促進することを目指している。
- 1.2 2016年にASBJスタッフはEFRAGの事務局とともにのれん及び減損の定量的調査を実施した。その結果、2016年10月にリサーチ・ペーパー第2号「のれん及び減損に関する定量的調査」（「リサーチ・ペーパー第2号」）¹を公表した。当該定量的調査は、2005年から2014年のデータに基づいて実施された。ASBJはその結果の観察に基づき、のれんの減損が認識された場合に、企業の財政状態に重要な影響を与えるリスクが高まっていることをリサーチ・ペーパー第2号が示唆しているという見解を示した。
- 1.3 両スタッフはのれん残高の最近の推移を示すために2014年から2018年間ののれんの定量的調査を更新した。更新された調査の方法は付録Aに詳述されている。調査の更新は、米国（S&P 500 株価指数）、欧州（S&P Europe 350 株価指数）、香港（ハンセン総合株価指数）、日本（日経 225 株価指数－IFRS 適用会社－）の株価指数に対する次の数値又は割合を含む²。
 - (1) のれんの合計額
 - (2) 1社当たりののれんの金額
 - (3) 純資産に対するのれんの割合
 - (4) 時価総額に対するのれんの割合
 - (5) 高いのれんの割合を示している会社数

¹ 次のウェブサイトを参照のこと。

<https://www.asb.or.jp/en/discussions/papers/2016-1003.html>

（日本語 <https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/discussion/2016-1003.html>）

² 付録Aに記述されているとおり、日本の株価指数については、2014年から2018年間に日本基準又は米国会計基準からIFRSに移行した会社があった。そのため、IFRSを適用する次の会社を母集団に含めた。

- (1)-(5)については、2018年にIFRSを適用した会社を母集団に含め、会社が日本基準を適用した期間の財務数値について、償却費の影響を調整していない。
- (6)-(7)については、2014年から2018年を通じてIFRSを適用した会社を母集団に含めた。

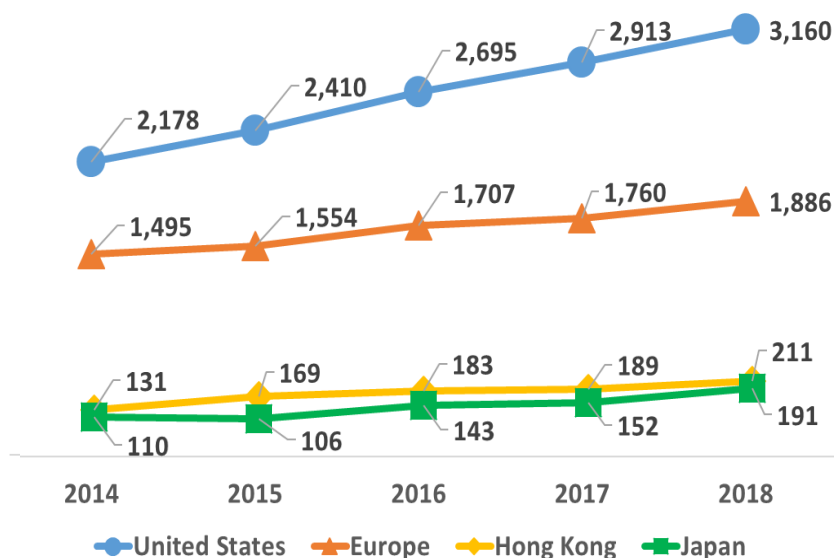
- (6) 費用化されたのれんの金額
 - (7) のれんの費用化の程度
- 1.4 この調査はのれんの金額が、2014年から2018年の期間にわたり概ね継続的に増加していることを明らかにした。特筆すべき事項は以下のとおりである。
- (1) 2014年から2018年において、のれんの合計額及び1社当たりののれんの金額はすべての株価指数で、概ね継続的に増加する傾向にあった。
 - (2) 米国及び欧州の株価指数を構成する会社の一定数は純資産の100%を超えるのれんを認識していた。例えば2018年においては、米国に関して、株価指数を構成する会社の18.8%が純資産の100%を超えるのれんを有しており、また、欧州に関してそうした会社の割合は10.1%だった。会社数は相対的には少ないが、複数の会社で時価総額の100%を超えるのれんが認識されていた。
 - (3) 2014年から2018年に認識された減損損失に基づく、のれんが完全に費用化されると示唆される期間の結果は、米国の株価指数においては122年、欧州の株価指数においては78年、香港の株価指数においては64年、及び日本の株価指数においては64年であった。

更新された調査の結果

(のれんの合計額)

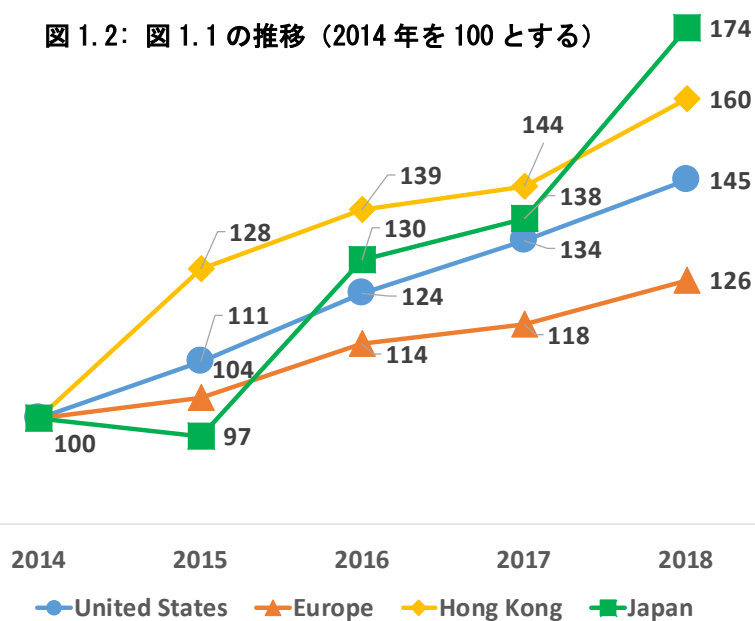
1.5 図 1.1 は 2014 年から 2018 年におけるのれんの合計額の推移を示している。

図 1.1: のれんの合計額の推移 (単位:10 億米ドル)



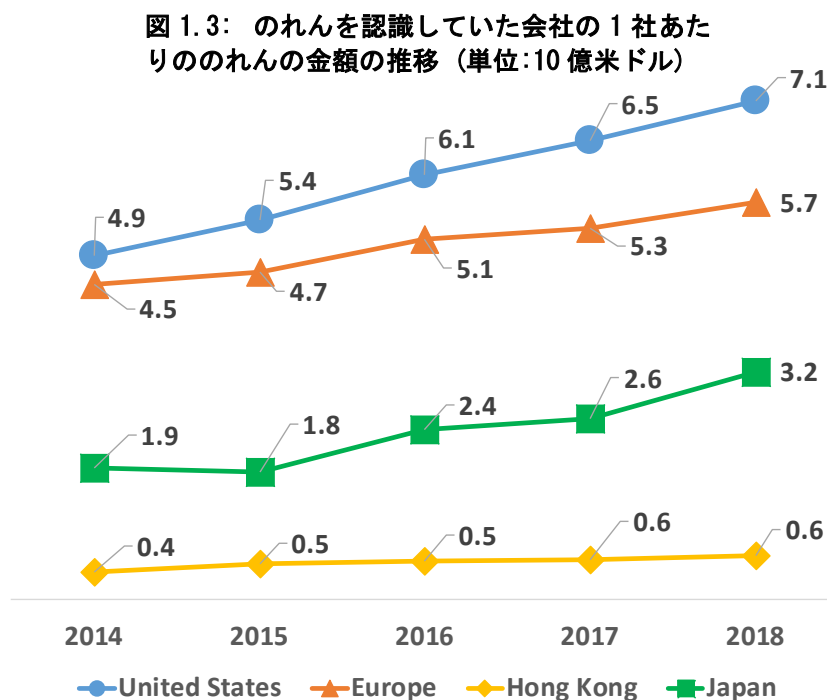
1.6 2014 年から 2018 年においては、のれんの合計額はすべての株価指数で増加傾向にあった。2014 年と 2018 年の金額を比較すると (図 1.2)、のれんの総額が、米国の株価指数では 45%、欧州の株価指数では 26%、香港の株価指数では 60%、日本の株価指数では 74% 増加していた。

図 1.2: 図 1.1 の推移 (2014 年を 100 とする)



(1 社当たりのれんの金額)

1.7 図 1.3 は 2014 年から 2018 年にのれんを認識した会社の 1 社当たりののれん金額の推移を示している。



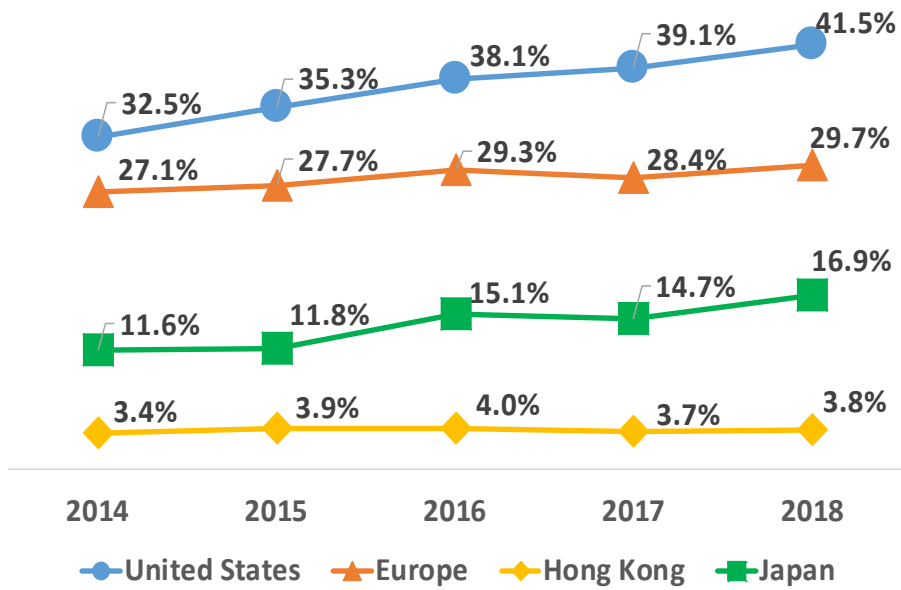
1.8 米国及び欧州の株価指数の 1 社当たりののれん金額は日本及び香港の株価指数よりも大きかった。2014 年から 2018 年において、米国、欧州及び日本の株価指数の 1 社当たりのれん金額は時の経過とともに概ね継続的に増加していた。

(純資産³に対するのれんの割合)

1.9 図 1.4 は純資産に対するのれんの割合の推移を示している。図 1.4 の目的は純資産の帳簿価額と比較したのれんの重要性を示すことである。

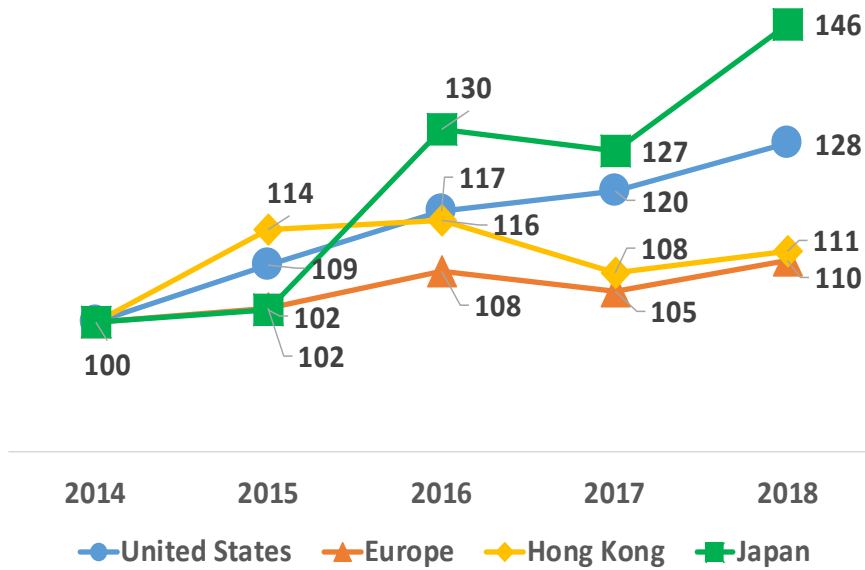
³ 純資産は資本の帳簿価額を意味する。

図 1.4: 純資産に対するのれんの金額の割合の推移



1.10 2014 年から 2018 年の純資産に対するのれんの割合の平均は米国及び欧州の株価指数においてより高かった。加えて、米国及び日本の株価指数において概ね継続的にその割合は増加していた。図 1.5 はより明確にこの増加傾向を示している。

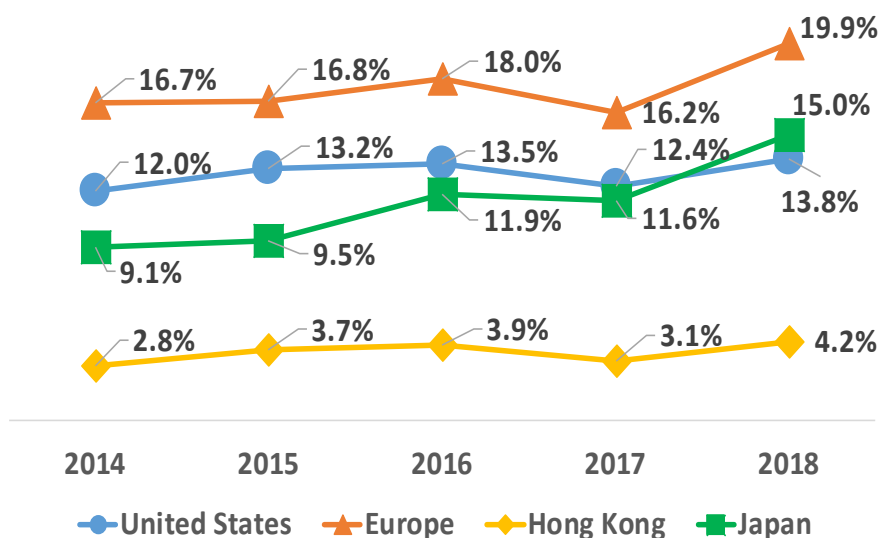
図 1.5: 図 1.4 の推移 (2014 年を 100 とする)



(時価総額⁴に対するのれんの割合)

1.11 純資産に対するのれんの割合の推移と同様に、図 1.6 は時価総額に対するのれんの割合の推移を示している。

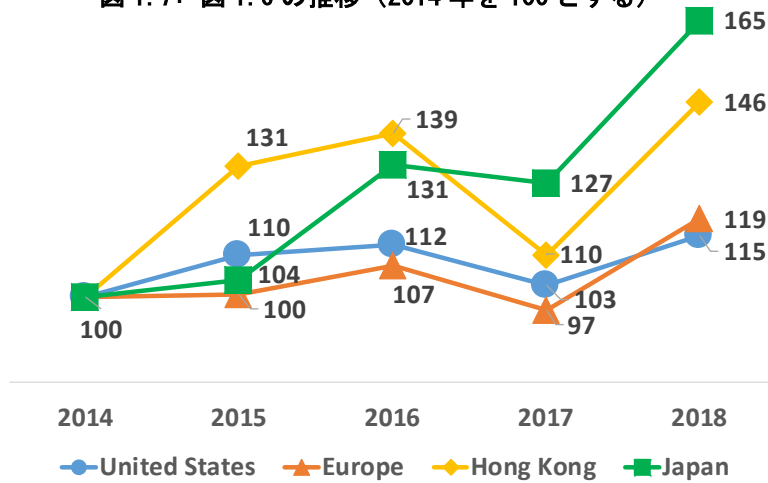
図 1.6: 時価総額に対するのれんの金額の割合の推移



1.12 米国及び欧州の株価指数における時価総額に対するのれんの平均割合は相対的に高かったが、図 1.4 における純資産に対するのれんの割合よりは低かった。図 1.7 はすべての株価指数における数値を 2014 年の値を 100 としてスケールを変更することにより、推移を示している。

⁴ 時価総額は、資本の市場価値を意味する。

図 1.7: 図 1.6 の推移 (2014 年を 100 とする)



(高いのれんの割合を表す会社数)

1.13 次のデータは、のれんの割合（純資産に対するのれんの割合及び時価総額に対するのれんの割合）が高い会社数を示している。これは、株価指数を構成する一定の会社へののれんの金額が集中している程度を示している。表 1.8 及び表 1.9 は 2014 年から 2018 年において純資産及び時価総額の 50%及び 100%を超えるのれんを認識していた会社数をそれぞれ示している。

表 1.8: 純資産に対するのれんの金額の割合がある一定の割合を超える会社数の推移

株価指数	分析対象 会社数	2014		2015		2016		2017		2018	
		会社数	割合	会社数	割合	会社数	割合	会社数	割合	会社数	割合
米国	50%+	489	34.6%	181	37.0%	192	39.3%	201	41.1%	201	41.1%
	100%+	(71)	(14.5%)	(73)	(14.9%)	(83)	(17.0%)	(82)	(16.8%)	(92)	(18.8%)
欧州	50%+	346	32.4%	119	34.4%	120	34.7%	119	34.4%	117	33.8%
	100%+	(39)	(11.3%)	(45)	(13.0%)	(41)	(11.8%)	(35)	(10.1%)	(35)	(10.1%)
香港	50%+	464	2.8%	11	2.4%	18	3.9%	18	3.9%	18	3.9%
	100%+	(7)	(1.5%)	(8)	(1.7%)	(8)	(1.7%)	(6)	(1.3%)	(8)	(1.7%)
日本	50%+	62	6.5%	4	6.5%	6	9.7%	7	11.3%	5	8.1%
	100%+	(0)	(0.0%)	(1)	(1.6%)	(0)	(0.0%)	(0)	(0.0%)	(0)	(0.0%)

*割合: 分析対象会社数に対する該当する会社数の割合

表 1.9: 時価総額に対するのれんの金額の割合がある一定の割合を超える会社数の推移

株価指数	分析対象 会社数	2014		2015		2016		2017		2018	
		会社数	割合	会社数	割合	会社数	割合	会社数	割合	会社数	割合
米国 50%+	489	10	2.0%	19	3.9%	16	3.3%	24	4.9%	39	8.0%
		(0)	(0.0%)	(2)	(0.4%)	(1)	(0.2%)	(2)	(0.4%)	(4)	(0.8%)
欧州 50%+	346	24	6.9%	23	6.6%	21	6.1%	19	5.5%	38	11.0%
		(3)	(0.9%)	(3)	(0.9%)	(5)	(1.4%)	(3)	(0.9%)	(9)	(2.6%)
香港 50%+	464	6	1.3%	11	2.4%	12	2.6%	12	2.6%	15	3.2%
		(2)	(0.4%)	(1)	(0.2%)	(4)	(0.9%)	(3)	(0.6%)	(6)	(1.3%)
日本 50%+	62	1	1.6%	1	1.6%	1	1.6%	2	3.2%	4	6.5%
		(1)	(1.6%)	(1)	(1.6%)	(1)	(1.6%)	(1)	(1.6%)	(1)	(1.6%)

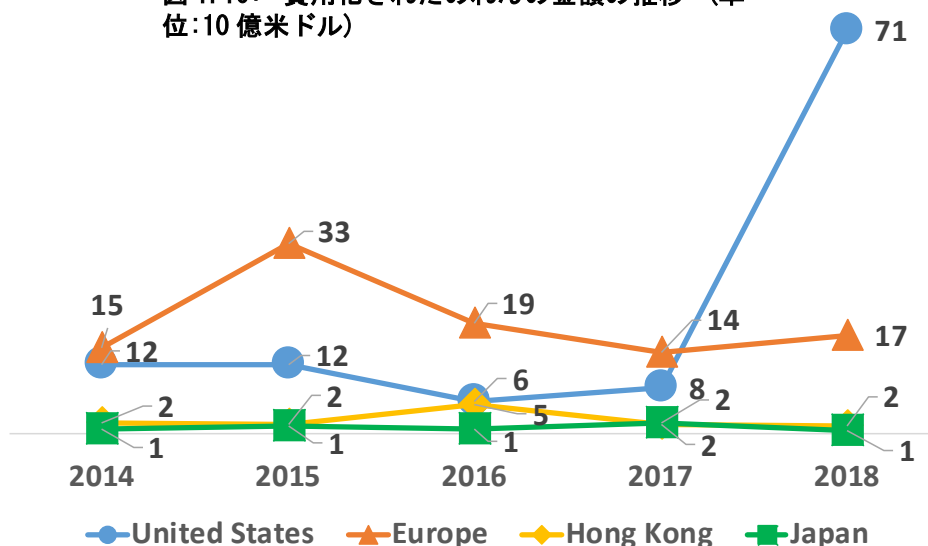
*割合: 分析対象会社数に対する該当する会社数の割合

1.14 米国の株価指数を構成する会社の 18.8%、欧州の株価指数を構成する会社の 10.1%が 2018 年において純資産の 100%を超えるのれんを認識していた。会社によっては時価総額の 100%を超えるのれんを認識した会社もあった。

(費用化されたのれんの金額)

1.15 図 1.10 は 2014 年から 2018 年における費用化されたのれんの金額 (すなわち、減損損失) の推移を示している。

図 1.10: 費用化されたのれんの金額の推移 (単位:10 億米ドル)



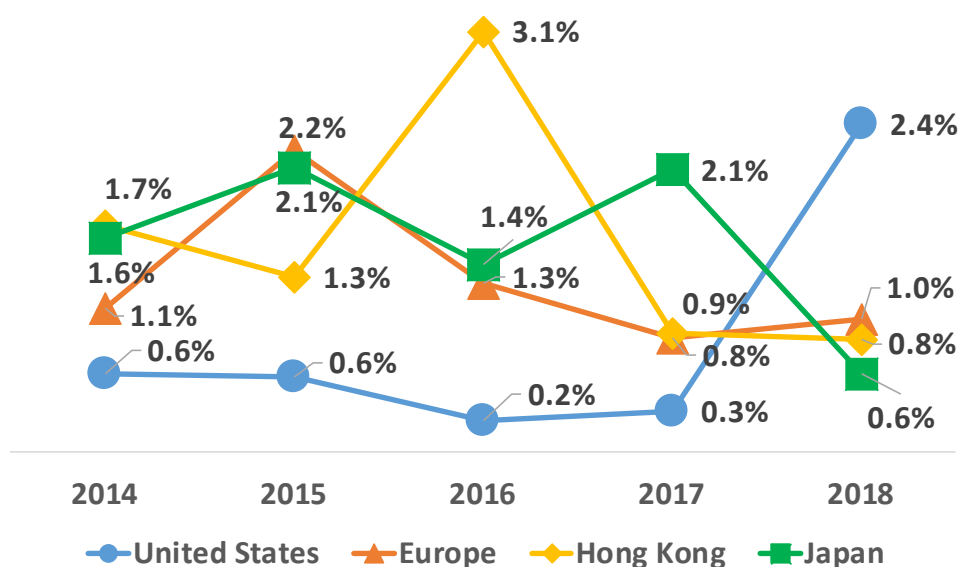
1.16 減損は米国及び欧州の株価指数において相対的に高く、2018 年の米国の株価指

数において最も大きかった。

(のれんの費用化の程度)

- 1.17 のれんの費用化の程度はある年度におけるのれんの残高の減少の程度を示している。図 1.11 は前年度末ののれんの金額に対するのれんの費用化額の割合の推移を示している⁵。分析上、当該減少には事業の処分から認識された費用又は損失を含まない。

図 1.11: のれんの費用化の程度の推移



- 1.18 この割合の逆数はのれんを完全に費用化する期間を示唆する。2014年から2018年のこの割合の平均の逆数は米国の株価指数で122年、欧州の株価指数で78年、香港の株価指数で64年、及び日本の株価指数で64年という結果になった。

「too little, too late」の問題は存在するか？

- 1.19 第 1.4 項に要約されるように、財政状態計算書の取得のれんの金額は、時の経

⁵ のれんの費用化の程度は次のように計算される。

$$\text{のれんの費用化の程度} = \frac{\text{のれんの費用価額}}{\text{前年度末ののれんの金額}}$$

過とともに継続的に増加する傾向があった。加えて、前項で述べたように、各株価指数について取得のれんを完全に費用化すると示唆される平均期間は、40年を大きく超えている。我々は、この40年は、2001年の米国会計基準改訂前に APB 意見書第 17 号「無形資産」で規定されていた取得のれんの最長の償却期間であったことに留意している。我々はまた、20年が、IFRS について 2004年の改訂前に IAS 第 22 号で規定されていた最長の償却期間であったことにも留意している。

1. 20 我々の観察では、取得のれんの金額のこの増加傾向と取得のれんを完全に費用化する期間を合わせて考慮すると、現行の減損のみモデルの下での取得のれんの費用化に関して「too little, too late」の問題が存在する可能性が高い。「too little, too late」の問題が存在する場合、現行の減損テストが取得のれんの非償却を正当化するのに十分なほど「厳格かつ運用可能」であるか⁶、そして、財務諸表利用者に目的適合性のある情報を提供するかについて、疑問が生じる可能性がある。
1. 21 一方、一部には、取得のれん金額の増加傾向は「too little, too late」の問題の存在を正当化しないと主張して、我々の観察に疑問を唱える者もいる。例えば、近年の経済の成長と M&A 活動の増加は、こうした増加の一因となった可能性があると主張する。
1. 22 しかし、このような主張により、第 1. 20 項の我々の観察が意味がないものとなるとは考えていない。経済の成長又は企業結合の頻度と取得のれん金額との関係を表すデータを定義し、取得することが困難だからである。このデータ制約の下で、我々は、いくつか大まかなデータ分析を実施したが、分析から明確な示唆を得ることはできなかった⁷。したがって、以降のパートでは、「too little, too late」の問題が存在する可能性が高いと仮定して、取得のれんの事後の会計処理について議論していく。

⁶ 第 2. 7 項を参照。

⁷ 我々は、次の比較を行って、簡単な定量データ分析を実施したが、明確な関係を確認できなかった。

- (1) 取得のれん金額と株価指数の比較
- (2) 取得のれん金額と GDP の比較
- (3) 取得のれん金額と M&A 件数の比較

この分析で使用された取得のれん金額は、今回分析対象となった会社のデータに基づいており、GDP などの比較データのベースとなっている会社の範囲と異なる。この分析はそのようなデータの制約の下で行われ、結果の持つ示唆は非常に限定的である。より洗練された分析では、異なる結果が生じる可能性がある。

パート 2 範囲及び取得のれんの測定基礎

本リサーチ・ペーパーの範囲

2.1 インTRODakションで述べたように、我々は、IFRS 第 3 号の下でのれんとして認識されたものを取得のれん (AGW) と呼ぶ。本 RP では、取得のれんの事後の会計処理を検討する。

2.2 IFRS は、別ののれん概念を導入しており、これは自己創設のれん (IGGW) である。IAS 第 38 号「無形資産」第 49 項では、次のとおり説明されている。

場合によっては、支出が将来の経済的便益を生み出すために発生するが、それは本基準における認識規準を満たす無形資産の創出にはつながらない。そのような支出は、自己創設のれんに寄与するものとして説明されることが多い。自己創設のれんは、資産として認識されない。信頼性をもって原価で測定できるような、企業が支配している識別可能な資源ではない (すなわち、分離可能ではなく、契約その他の法的権利から生じたものでもない) からである。

2.3 AGW の会計処理を検討する場合、会計処理単位を評価することには意味がある。我々は、AGW は、IGGW から独立した別個の会計処理単位であると考えている。これは、現行の要求事項における次の事実によって示される。

- (1) AGW のみが資産として認識される。IGGW は認識されず、IFRS の下で IAS 第 38 号に従い区別して扱われる。AGW は、測定のために参照される交換取引が存在することを所与として認識され得る、会計に特有の構成概念である。
- (2) AGW は、このパートで後述するように取得原価で測定される静的な概念である。AGW は IGGW による変動を追跡して見直しが行われることはない⁸。その帳簿価額は、原価配分方法が適用された場合 (例えば、減損の場合) に限り更新される。
- (3) 両スタッフは、取得原価会計の概念の下で、取得日に移転した対価の影響 (AGW を生じさせるもの) と企業結合後の支出の影響 (IGGW を生じさせるもの) を区別すべきと考える。

⁸ 一部の者は、AGW の帳簿価額は減損テストを実施する際に IGGW により下支えされる可能性がある (「減損のシールドリング」問題として、以下で議論される) 点に留意することがある。しかしながら、これは AGW と IGGW を企業結合後に分離できないためであり、減損モデルにとって「最善の解決策」を反映しているが、両スタッフはそれによって取得のれんの会計単位が影響を受けると解釈されるべきではないと考えている。

AGW の測定基礎－現行の要求事項

- 2.4 現行の要求事項の下で、AGW は取得原価で測定される。AGW が帰属する資金生成単位（「CGU」）について事後に減損テストが行われる場合、減損損失があれば、最初に AGW の帳簿価額を減額し、続いて CGU 内の他の資産の帳簿価額を減額する。
- 2.5 IAS 第 36 号 BC131B 項は、AGW に非償却を導入するにあたり、IASB が（1）定額償却及び減損の兆候がある場合の減損テストの実施、及び（2）非償却及び少なくとも年に一度の減損テストの実施、を検討したことを説明している。
- 2.6 その検討において、IASB は次に留意した（IAS 第 36 号 BC131E 項）：

当審議会は、これらのコメントを検討する中で、表現の忠実性という形での妥当な水準の信頼性を、実務上可能なものとのある程度のバランスをとりながら達成することが、審議会がのれんの当初認識後の会計処理について審議する際に直面する最も大きな課題であることに合意した。当審議会は、取得したのれんの耐用年数及びのれんが減少するパターンは一般に予測できないが、その償却はこのような予測に左右されることに着目した。その結果、ある任意の期間の償却額は、取得したのれんの当該期間中の消費についての恣意的な見積りとして説明するほかない。当審議会は、企業がのれんの全体的な価値を（例えば、広告や顧客サービスに資源を使用することにより）維持できることを前提とすると、のれんが資産であるならば、ある意味で、企業結合で取得したのれんが消費されて自己創設のれんに置き換えられるのは事実と違いないと認めた。（後略）

- 2.7 最終的に、IASB は、厳格で運用可能な減損テストが考案できる場合、より有用な情報が提供されるという根拠に基づいて、非償却のアプローチを結論付けた（IAS 第 36 号 BC131G 項）。

AGW の測定基礎－取得原価か現在の価値か？

- 2.8 2018 年 3 月に改訂された IASB の「財務報告の概念フレームワーク」（「概念フレームワーク」）は、取得原価と現在の価値を IFRS の測定基礎の 2 つのカテゴリとして識別している。両スタッフは、現在要求されている測定基礎である取得原価が、AGW についてより目的適合性のある測定基礎であると考えた。これは、企業の事業活動が、通常、企業結合を達成するために発生した原価からの残余と

して計算される AGW の売却を伴わず（実際、AGW 自体は譲渡できない）、企業が使用を目的として AGW を保有しており（概念フレームワーク第 6.53 項）、AGW は企業のキャッシュ・フローを間接的に生み出すために他の経済的資源と組み合わせ使用されるためである（概念フレームワーク第 6.54 項から第 6.56 項）。

- 2.9 取得原価による測定は価値の変化を反映しない（概念フレームワーク第 6.4 項）ものの、例えば、資産を構成する経済的資源の一部又は全部の費消、あるいは、資産の取得原価の一部又は全部が回収可能ではなくなる原因となる事象の影響を描写するために時の経過とともに更新される（概念フレームワーク第 6.7 項）。IFRS 第 3 号の開発で検討されたように（第 2.5 項及び第 2.6 項参照）、償却は、このような資産の費消を描写する 1 つの方法である。

パート 3 減損に追加して償却を再導入する論拠

3.1 両スタッフは、取得のれん (AGW) の事後の会計処理のための優れた方法として、減損に追加して償却を再導入することを支持している。

両スタッフは AGW について兆候に基づく「償却及び減損（償却及び兆候に基づく減損）」の枠組みを提案する。この枠組みの下では、AGW は償却期間にわたって規則的に純損益に配分される。償却は、AGW の利用を反映する。償却はこの枠組みにおいて必須のものであり、枠組みを特徴付けるものであるが、両スタッフは、また、償却期間の間で AGW の帰属する CGU の回収可能価額に著しい下落が生じた状況を反映するために、兆候に基づいた減損が維持されることも支持する。

3.2 パート 3 の以下の項では、両スタッフは、この共通の見解に対する論拠を双方向の観点から説明する。それらは、AGW の性質に対する両スタッフのそれぞれの見方を反映したものである。

パート 3A ASBJ スタッフの見解

問題は何か

3.3 AGW の事後の会計処理に関する見解が多様であるのは、AGW に関する様々な問題について多様な見解が存在するからであると考えられる。例えば、パート 1 で検討したような「too little, too late」の問題の存否に関する見解のバラつきや、パート 4A で検討する償却期間の決定の仕方に関する見解のバラつきがあるが、パート 3A では、主に、AGW の性質に関する次の 3 つの問題について議論を行う。

(1) 想定する「のれん」の範囲に関して見解にバラつきがあること

一部の関係者は、企業結合により生じたのれん (AGW) と企業結合後の支出により生じたのれん (IGW) との区別を明確には行わない。

(2) AGW の性質に関して見解にバラつきがあること

AGW が減耗する性質を有するか否かについて見解の違いが見られる。

(3) その性質を事後の会計処理に反映する方法に関して見解にバラつきがあること

AGW が減耗する性質を有すると考える関係者の中で、償却が適切か否かについて見解の違いが見られる。

「のれん」の範囲

- 3.4 のれんが減耗する性質を有するか否かを検討するにあたり、出発点として重要なのは、「のれん」の範囲である。この点に関するコンセンサスの欠如がのれんの会計処理に関する見解の相違につながる可能性が高い⁹。
- 3.5 一部の関係者は AGW と IGGW との区別を明確には行わない。当該関係者は、典型的には、企業価値を評価することに関心があり、のれんはそうした企業価値の主要な貢献をするものの一部であると考えている。当該関係者は、のれんが現在の企業価値にどのように貢献するかに関心があり、それが企業結合により生じたか否かにあまり関心を持たない。
- 3.6 これに対して、ASBJ スタッフは AGW のみを議論の対象とすべきと考えるが、その理由は、これが企業結合後の業績について目的適合性のある情報を提供する結果となるからである。この点について、ASBJ スタッフは、一般目的財務報告の目的は、企業価値を示すことではなく、企業価値の評価に役立つ有用な情報を財務諸表利用者に提供することである点に留意している¹⁰。ASBJ スタッフは、何を財務情報として提供すべきかの観点において、この概念をそのような関係者と必ずしも共有していないと考える。企業結合の成否は、その後の期間の原価を控除した後の利益によって評価すべきであり、ASBJ スタッフは、そのような利益に関する情報は財務諸表利用者にとって目的適合性があると考えている。このため、IGGW を AGW と明確に区別することは重要であると考えている。

AGW の性質－減耗性の資産か否か

- 3.7 AGW には、企業結合の対価が識別可能な純資産の公正価値を超える金額が割り当てられる。AGW は、実際に発生した価値の交換により生じるが、定義上、物理的な実体を持たず、また、それ自体を企業から分離することができない。このため、AGW の状況を直接観察することはできず、AGW の便益が何であるか、その便益が

⁹ これは、第 2.3 項の議論を繰り返すものであるが、次の論点であるのれんの減耗する性質を議論するにあたり重要である。

¹⁰ 概念フレームワーク第 1.7 項を参照のこと。

どれだけの期間存続するかについて、関係者によって見解及び期待は異なる。

(6つの構成要素)

- 3.8 IASBはIFRS第3号を開発する際、AGWの一部を構成する可能性のある6つの構成要素を検討した(表3.1を参照)¹¹。IASBは、第1、第2、及び第5の構成要素は、AGWの当初認識の金額に含めるべきでないと結論付けた。

表3.1: AGWの構成要素とされる可能性のある6つの項目(IFRS第3号BC313項及びBC316項のうち、関連する記述を引用)

構成要素1	取得日時点の被取得企業の純資産の帳簿価額に対する公正価値の超過分。
構成要素2	被取得企業が以前には認識していなかったその他の純資産の公正価値。
構成要素3	被取得企業の既存の事業における継続企業要素の公正価値。継続企業要素は、当該純資産を別々に取得しなければならなかったとした場合に予想されるよりも高い収益率を、確立された事業が純資産の集合体に対して稼得する能力を表すものである。当該価値は、当該事業の純資産の相乗効果及びその他の便益(例えば、独占的利益を得る能力や、法的及び取引コストの両面からの潜在的な競争者の市場への参入に対する障壁を含む、市場の不完全性に関する要因など)から生じる。 3番目の構成要素は、被取得企業に関係するものであり、被取得企業の純資産の超過集合価値を反映する。これは、被取得企業が内部創出した、又は以前の企業結合で被取得企業が取得した、企業結合以前に存在しているのれんを反映する。
構成要素4	取得企業と被取得企業の純資産及び事業を結合することにより期待される相乗効果及びその他の便益の公正価値。当該相乗効果及びその他の便益は、企業結合ごとに特有のものであり、異なる企業結合では異なる相乗効果が創出され、したがって異なる価値が創出されることになる。 4番目の構成要素は、被取得企業と取得企業のどちらにも関係しており、企業結合により創出された超過集合価値すなわち事業を結合することで期待される相乗効果を反映する。
構成要素5	提示する対価を評価する際の誤謬により生じた、取得企業が支払う対価の過大評価。
構成要素6	取得企業による過大支払又は過小支払。

- 3.9 IFRS第3号では、3番目、4番目、6番目の構成要素がAGWとして認識される。

¹¹ これらの6つの構成要素は、当初、FASBが1999年9月7日に公表した財務会計基準書公開草案「企業結合及び無形資産」で議論されたものである。

このうち、3番目と4番目の構成要素はまとめて「コアのれん」と呼ばれ、IFRS第3号と整合的に、本RPでは3番目と4番目の構成要素に焦点を当てて、次項以降で議論を行う¹²。また、仮に6番目の構成要素が存在すれば、それは、概念的には資産とは考えられず、当初から減耗する性質を有する部分と考えられるが、以下の議論では扱わない¹³。

3.10 3番目と4番目の構成要素の例には次が含まれる：

構成要素3 (継続事業の要素)	評判、ノウハウ、人的資源
構成要素4 (シナジー要素)	重複する作業の削減、ノウハウの組合せによる新たな収益源の創造

3.11 図3.2は、取得の価格と構成要素1から4の関係を図示している¹⁴。この例では次を仮定する：

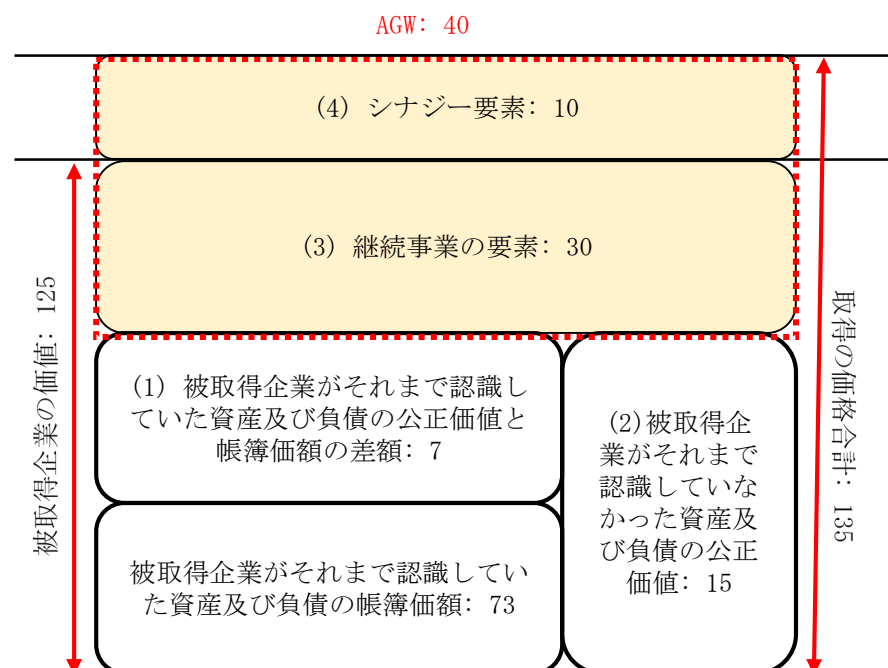
- (1) 取得の価格合計は135
- (2) 被取得企業がそれまで認識していた識別可能な資産及び負債の帳簿価額は73で、その資産及び負債の公正価値は80
- (3) 被取得企業がそれまで認識していなかった識別可能な資産及び負債の公正価値は15
- (4) 被取得企業全体の価値は125で、これは継続事業の要素が30であることを意味する

¹² これらの構成要素の識別は議論のためのものであって、ASBJスタッフはこれらの構成要素への分離が実務的に容易でないことを理解している。第4.6項で後述するように、FASBは1999年に公表した公開草案で、取得のれんの要素の分解が非常に主観的であったことから、それらを分解して償却期間を決定するアプローチ（「区分要素アプローチ」）を断念したことを説明している。

¹³ IASBは、6番目の構成要素は資産ではなく、概念的には取得企業の損失（過大支払いの場合）又は利益（過少支払いの場合）であることを認めていた。しかしながら、IASBは、取得日に過払いを特定し、信頼性をもって測定することは実務上不可能であると結論付けた。したがって、IASBは、取得のれんの一部として6番目の構成要素を認識し、その後の減損テストを通じて過払いの会計処理に取り組むことを決定した。

¹⁴ この例では、取得の価格に構成要素5及び6が含まれないことを仮定している。

図 3.2 取得の価格と構成要素 1-4 の関係



(継続事業の要素)

- 3.12 継続事業の要素は、被取得企業の識別可能な項目を組み合わせて使用することにより、それらを個々に使用することによるリターンを超えるリターンを稼得する能力を表している。すなわち、継続事業の要素は、被取得企業に内在する価値であり、表 3.1 に示すように、被取得企業の識別可能な項目同士のシナジーや、独占的利益を得る能力や潜在的な競争者の市場への参入に対する法的又はその他の障壁に関連するその他の便益がその源泉となる。
- 3.13 一部の関係者は、継続事業の要素には、被取得企業が有する顧客の評判、技術やノウハウ、集合的な人的資源等が含まれるとしている。そしてこれらの関係者は、これらの要素は減耗性ではないと考えている。すなわち、顧客からの評判は継続的なキャッシュ・フローを企業にもたらし、事業の基盤となる技術やノウハウは価値を継続的に生み出し¹⁵、人的資源を生かすために必要な知識は企業内で維

¹⁵ 国際評価基準委員会 (IVSC) が公表したパースペクティブズ・ペーパー「事業評価ーのれんは減耗性の資産か」 (<https://www.ivsc.org/files/file/view/id/1599>) では、継続事業の要素として、評判、将来の無形価値、人的資源が掲げられ、それぞれが減耗する性質を持たないとされている。このうち、将来の無形価値については、人的資源やノウハウ、基盤のプラットフォーム技術といったインハウスの資産が将来のアイデアや技術に利用され、継続的に新たな無形価値を生み出すとしている。しかし、それらの資産は、時の経過とともに周囲の環境の

持されるとしている。

3.14 この見解に ASBJ スタッフは反対の見解を有しており、次の理由により、継続事業の要素は減耗する性質を有すると考えている。

(1) ASBJ スタッフは、第 3.13 項の要素は、明確に分けることができず、定量化することも困難であるとする。それは、これらの要素は相互に影響し合い、全体として価値が形成されるためである。もし、区別が可能であれば、すでに識別可能資産として別個に識別されているだろう。そうした中で、継続事業の要素を全体で考えた場合、AGW は、取得企業が被取得企業の個々の資産について市場の期待を超えるリターンを達成するために自発的に支払いを行うものであり、こうした超過リターンは健全な競争環境の下で時の経過に応じて減少していく。たしかに、企業が法律上又はその他の経済的な理由により、他企業に対する優位性を維持することができる期間が確定できない場合もあるが、そのようなケースは稀であると考えている。

(2) 仮に、第 3.13 項で主張されるように要素ごとの検討が可能であるとしても、環境が変化する中で、顧客からの評判、事業基盤の技術やノウハウの効果は減少し、人材は入れ替わるため、それらの要素の効果が継続するように改善又は調整が必要となる。したがって、取得のれんの継続事業の要素は新たな顧客からの評判や技術等に置き換わる。これらは当初の AGW と異なる IGGW の一部を形成する。このため、当初、AGW の一部として認識されたそれらの要素がもたらす優位性は長く続かないと考えられる。

(シナジー要素)

3.15 シナジー要素は、取得企業と被取得企業の純資産及び事業を結合させることにより期待されるシナジーやその他の便益であり、規模の経済の利用によるコスト低減や共同でのより良い製品の開発やサービスの改善により収益の向上を目指すものである。

3.16 一部の関係者は、コスト低減によるマージンの拡大や取得企業又は被取得企業（又は双方）の事業を強化することによる収益の拡大の効果をシナジー要素の表れと見ている。それらの関係者は、企業価値を見積る際に、こうした効果が見

変化に対応し変化していくと思われ、これにより、企業結合時に取得した当初の資産は陳腐化していく可能性が高い。第 3.6 項に言及したように、企業結合時に取得したものとその後に出たものを区別することを仮定する場合に、そのような資産がどのように継続的に価値を生み出すかについては明瞭ではない。

積将来キャッシュ・フローに存在することを期限を定めずに仮定するため、継続事業の要素と同様に、減耗する性質を有しないと主張している¹⁶。

- 3.17 ASBJ スタッフはこれに反対の見解を有しており、取得企業がマージンの拡大や収益の拡大の達成をシナジー要素の表れとして期待するとしても、2つの理由からシナジー要素は減耗する性質を有すると考えている。1つの理由は、シナジー要素が市場の期待を超過するリターン率を期待するものであれば、その超過リターンの獲得を目指す同様の行動が業界で促進され、健全な競争環境において時の経過とともに減少していくためである。この点は、継続事業の要素の議論と同様である。また、もう1つの理由は、多くの企業結合は期待に見合っていないと取得企業は考えており¹⁷、これは、シナジー要素が期待どおりに企業結合後の業績に貢献していないような例が多いことを示唆する可能性があるためである。

(のれん全体)

- 3.18 以上のとおり、ASBJ スタッフは、継続事業の要素、シナジー要素のいずれの要素も減耗する性質を有すると考えており、AGWは全体として減耗する性質を有すると考えている。

¹⁶ 脚注15に示したIVSCパースペクティブズ・ペーパーでは、シナジーには、規模の経済の実現によるマージン拡大のシナジー（コストシナジー）と収益拡大のシナジー（収益シナジー）があるとされており、両者が不確定の期間存在することが黙示的に仮定されたとしているが、そうした仮定が置かれる理由は明確にされていない。

¹⁷ 主に企業結合を行った企業からの回答を基にした次のような調査が示されている。

Global PMI Partners, Success and Failure in M&A Execution - An Empirical Study,

<https://gpmip.com/success-and-failure-in-ma-execution-an-empirical-study/>

本調査では、取引の価値が被取得企業に関して支払った価格よりも高いか否かを検討し、企業結合後の公開企業の時価総額の変化により、一般的に、株主価値の毀損が示唆されると結論付けている。

From Buying Growth to Building Value, The Boston Consulting Group

http://image-src.bcg.com/Images/BCG-From-Buying-Growth-to-Building-Value-Oct-2015_tcm9-88324.pdf

本報告では、企業は企業結合を通じて成長し得るものの、経験が乏しい取得企業の場合、典型的には、株主価値が毀損されるとしている。

The Survey on M&A by Deloitte Tohmatsu Consulting in 2013 (Japanese only)

<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/about-deloitte/news-releases/jp-nr-nr20131008-2.pdf>

本調査に回答した企業のうち、M&Aの成功基準を達成している企業は36%であったとしている。その成功基準のほとんどは、M&Aの目標の80%を達成するかどうかを基礎としてM&Aの成功を判断している。

脚注36も参照のこと。

- 3.19 なお、一部の関係者は、継続事業の要素とシナジー要素を区別せずに、別の観点から、AGWは減耗する性質を有しないと主張している。当該関係者は、典型的には、それらの要素の効果が性質上減少するとしても、減少する期間やパターンは一般的にはわからず、事業が継続事業と考えられる程度に継続する可能性があるとして主張する。

この見解に対して、ASBJ スタッフは、AGWの効果が減少する期間やパターンをどのように見積るかということと、AGWが減耗する性質を有するか否かとは別の問題であると考えている。また、有形固定資産や有限の耐用年数を有する無形資産で便益の費消期間や費消パターンを見積ることが求められていることを考慮すれば、AGWについても同様とすることが期待される。たしかに、有形固定資産や有限の耐用年数を有する無形資産については、物理的な減耗や法的な期限があるため、耐用年数の見積りに利用可能な情報は多い可能性がある。しかし耐用年数は、企業に対する期待効用の観点から定義されるものであり¹⁸、技術的又は経済的な陳腐化も考慮される。この点で、AGWでも有形固定資産や無形資産でも本質的に変わらない。そのため、AGWだけを別の取扱いとする正当性は乏しい。

- 3.20 この減耗する性質に関して、学術研究では、例えば、ROA（総資産利益率）やROE（資本利益率）など、企業の会計情報を基礎とする利益率又はリターンが平均に回帰する傾向を持っていることが繰り返し確かめられている¹⁹。我が国の一部の研究者は、このROAやROEが平均回帰する傾向はAGWが減耗性であるとの主張と親和的と考えている。こうした傾向が表れる理由について、Palepu and Healy (2013)²⁰は、次のように述べている。

（前略）投資収益率（ROE）は、競争の力が作用するため、数年にわたって、異常な水準から通常的水準（株式の資本コストの近くに）に移行する傾向がある。利益マージンも通常的水準に移行する傾向があるが、こうした統計について、「通常」というのは、資産回転率とレバレッジの水準に応じて、企業間、業界間で大きく異なる。（後略）

- 3.21 また、学術研究の中には、企業結合後に、業績が向上するののかについて分析しているものがある。そのうち、一部の学術研究では、企業結合後、数年にわたり、会計上の利益率が統計的に有意に低いことが観察されるなど肯定的でない結果

¹⁸ IAS 第16号「有形固定資産」第57項

¹⁹ ASBJ スタッフは、付録Cの第C.1項から第C.4項の学術ペーパーのレビューを行った。

²⁰ Palepu, Krishna G. and Paul M. Healy (2013) Business Analysis and Valuation Using Financial Statements, PART2, 6-16, 5th edition, South-Western Cengage Learning

が報告されている²¹。ASBJ スタッフは、これらがシナジー要素を直接分析したものであることは認識している。しかし、取得企業と被取得企業の事業及び純資産の結合が業績の向上に必ずしもつながっていないと見受けられ、これは、シナジー要素の効果が継続するとの見解に対する肯定的な裏付けが存在する可能性は低いことを示唆していると考えられる。

- 3.22 なお、AGW が時の経過とともに減耗し、その価値が失われていくとしても、それは必ずしも企業の見積将来キャッシュ・フローが時の経過とともに減少すべきことを意味しない。それは、生じたキャッシュ・フローが再投資されるからである。すなわち、企業は、自身の将来キャッシュ・フローの見込みに寄与する様々な資源を有し、その多くは、有限の耐用年数を有する。それらの利用による資源の減少は、通常、別の資源の回収を伴っており、その資源は事業に再投資される。こうした再投資のサイクルは企業が継続企業として存続する限り、続くことになる。

一部の関係者は、のれんが減耗する性質を有すると、有限の耐用年数の資源が減耗した後の企業のキャッシュ・フローの発生を説明できないとするが、企業結合で当初に取得された有限の耐用年数の資源から生じるキャッシュ・フローは、有限の耐用年数の新たな資源に再投資され、これらの資源から追加のキャッシュ・フローが生じる。したがって、企業結合で当初に取得した有限の耐用年数の資源の耐用年数を超えて将来キャッシュ・フローの発生が継続する。この過程により、取得のれんが減耗性であっても企業価値が安定して見える。

減耗性資産としての取得のれんの会計処理

(取得のれんは償却すべきか)

- 3.23 前のセクションでは、我々は AGW が減耗する性質を有すると結論付けた。
- 3.24 こうした、AGW の減耗する性質を財務諸表で反映する 1 つのアプローチとして、償却アプローチがある。このアプローチは、AGW の原価を、耐用年数にわたって規則的に費用に配分するものであり、償却後の残高は、減損の有無をテストされる²²。この償却アプローチは、AGW の帳簿価額が AGW の現在の価値を直接反映することを意図したものではない。むしろ、償却は AGW の費消と、AGW により表さ

²¹ 付録 C の第 C.5 項を参照のこと。

²² 減損の対象とすべき会計処理単位に関しては、脚注 8 を参照のこと。

れる便益が失われることを表現する。

3. 25 AGW が減耗する性質を財務諸表で反映するもう 1 つのアプローチとして、非償却アプローチがある。このアプローチの下で、AGW の当初の取得原価を上限に IGGW を認識することは問題にならないことが想定されている。したがって、AGW と IGGW の合計値が AGW の当初の取得原価より低くならない限り、AGW の帳簿価額は見直されず費用は認識されない。減損損失は、AGW と IGGW の合計額が AGW の当初の取得原価よりも低くなった場合に認識される。

この非償却アプローチは、AGW と IGGW の不可分性に着目している。すなわち、企業結合後において AGW は IGGW と切り離して観察できず、観察可能なのは一体としての AGW と IGGW だけである。このため、このアプローチの下で、AGW の減耗を IGGW が埋め合わせている範囲で、企業はのれんの価値が維持されていることを報告する。

3. 26 これらのアプローチのうち、ASBJ スタッフは、次の理由から償却アプローチを支持する。

- (1) 償却アプローチは、AGW の価値を帳簿価額に直接反映するものではないが、AGW の費消を反映することで、時の経過とともに AGW の現在の価値が低下する傾向を IGGW と区別して表すことを可能にする。
- (2) ASBJ スタッフは、償却アプローチは、企業結合の投資原価の一部である AGW の費消を各報告期間の純損益に反映させると考えており、これは、より適時な AGW の費用化をもたらし、企業結合後の財務業績に関する有用な情報を提供する。
- (3) 減損テストが CGU レベルで行われる際、AGW の帳簿価額は、企業結合前の取得企業の IGGW 及び企業結合後に生成される統合された事業の IGGW により保護される²³。これにより、AGW の減損が不明瞭になる。その結果、減損テストのみに依存する場合、AGW が減耗する性質が財務諸表に忠実に表現される可能性は低くなる。この点、償却はこうした保護と関係なく適用されるので、償却アプローチは、このような非償却アプローチの欠点を回避する可能性がある。

²³ IASB は、いわゆるシールドリング効果の問題を認識しており、のれんの減損テストの有効性の改善を行う取組みを行い、未認識のヘッドルームにより生じるバッファーに対応する可能性のあるアプローチの開発を行った。しかし、開発されたアプローチの複雑性等の観点からその検討を断念している。

- (4) 非償却アプローチは、第 3.4 項から第 3.6 項の会計処理の対象の議論を再度提起することになる。また、AGW の取得原価の範囲とはいえ、IGGW の認識を実質的に許容することになり、AGW に関連するか否かにより、IGGW について異なる取扱いをもたらすことになる。償却アプローチは、このような非償却アプローチの欠点を回避する可能性がある。

パート 3B HKICPA スタッフの見解

イントロダクション

3.27 減損のみモデルが導入されて以来、AGW の残高は世界的に増加している²⁴。HKICPA スタッフは、このようなのれんの傾向及び最近注目されているのれんの費用化 (goodwill write-offs) により、多くの疑問が生じると考えており、それらは、のれんの性質、貸借対照表における位置づけ、事後の会計処理に関するものである。

3.28 HKICPA スタッフは、AGW の事後の会計処理に関して「償却及び減損」アプローチ (短く、償却アプローチと呼ぶ) が、現行の減損のみアプローチよりも優れていると考えている。本セクションでは以下のことを説明する。

(1) のれんの性質及び IFRS における処理に関する HKICPA スタッフの見解

(2) なぜ「償却及び減損」アプローチが、減損のみアプローチよりも良い選択であるか

のれんの性質及び IFRS における処理

3.29 のれんは分離して識別可能でなく直接測定できないという事実のために、のれんの性質に関してコンセンサスに至ることは困難である。のれんの構成要素を明らかにするために様々な試みがなされてきたが、これは決定的なリスト²⁵に

²⁴ この事象についての更新された定量的調査はパート 1 を参照。

²⁵ 2015 年 10 月に、IASB スタッフは、のれんの別個の構成要素について異なる会計処理を適用するアプローチを検討した。2016 年 2 月に (アジェンダ・ペーパー 18B)、当該アプローチは極めて複雑かつ主観的であるため審議事項から除外された。さらに、別個に会計処理することができる構成要素があれば、分離して認識する IAS 第 38 号の規準を満たすと考えられた。IFRS 第 3 号の結論の根拠は、のれんは訓練を受けた労働力及び固定顧客 (評判) に加えて市場の不完全性及び参入障壁などの構成要素が含まれることを認めているが、構成要素の決定的なリストは提供されていない。

はなっていない。

- 3.30 パート2で議論したように、IFRSはのれんに関して2つの確立された会計的な概念を設けている。それは、(1)取得のれん又はAGWで、IFRS第3号が資産として認識することを要求するもの、及び(2)自己創設のれん又はIGGWであり、IAS第38号が資産として認識することを禁止するものである。
- 3.31 議論のために、HKICPAスタッフは、会計の枠組みを離れた参照点を提供するために、AGW及びIGGWといったIFRS上の概念とより広い意味でののれん（我々は、「経済的なのれん」と呼んでいる）とを比較することは役に立つと考えている。

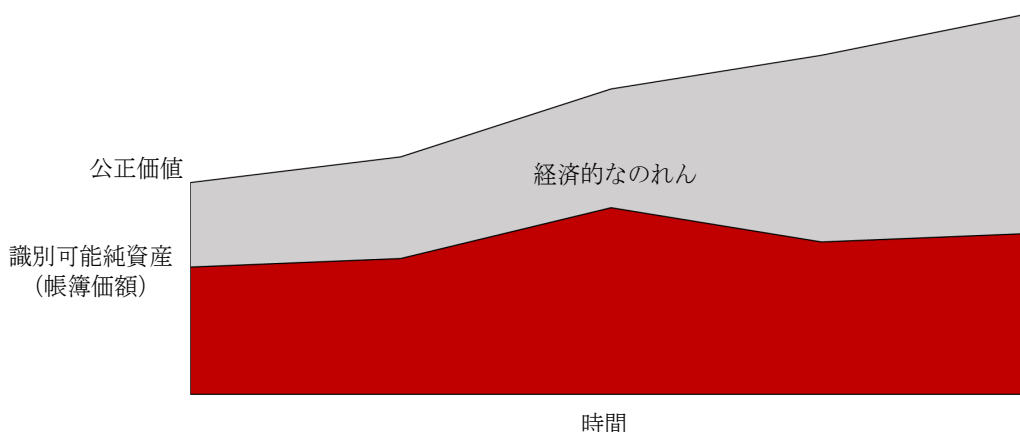
(経済的なのれん)

- 3.32 HKICPAスタッフは、経済的なのれんを以下のとおり説明する。

経済的なのれんは、企業の公正価値と、現行の会計基準の下で認識される識別可能な純資産（帳簿価額）との差異である。

- 3.33 企業の公正価値は、企業全体の市場価値（market value）又は企業価値（enterprise value）を指す。我々が参照する会計処理単位は企業全体であるため、これには企業を支配するための能力（コントロール・プレミアム）を含む全体を構成するすべての要素が含まれる。企業を支配するための公正価値を決定するための様々な方法及び多数のインプットが存在しており、これは所与の会計の枠組みとは独立した経済的問題である。HKICPAスタッフは取得の価格が、企業結合時の企業の公正価値を最も良く表すものであると考えている。
- 3.34 経済的なのれんは、これまでに企業結合を行っていない企業（それゆえ貸借対照表にAGWは計上されていない）に関して、以下のように説明される。

のれん—公正価値と帳簿価額の対比
(企業はこれまで企業結合を行っていない)



- 3.35 会計におけるのれんの目的は、財務報告の目的において認識し測定できるもの（識別可能な純資産、その計上額（carrying amount）は一般的には「帳簿価額（book value）²⁶」と呼ばれている。）と、できないもの（企業の公正価値総額のすべての構成要素）との乖離を表すことである。
- 3.36 多くの項目及び要因が、企業の公正価値と識別可能な純資産の帳簿価額との差異に貢献する可能性がある²⁷。事実として、財務報告は企業の公正価値を構成するすべての構成要素を識別し、認識し、測定することはできない（そして実際に、企業の価値を示すことは一般目的財務報告の目的ではなく、むしろ、利用者の価値の見積りに役立つ情報を提供することが目的である）。したがって、のれん概念が差額を埋める金額としての役割を果たすことの必要性がある。
- 3.37 我々の経済的なのれんの説明の背景にある概念は IAS 第 38 号第 50 項で検討されていることに留意すべきである。それは、IGGW について記述する際に、「いずれかの時点における、企業の公正価値と企業の識別可能な純資産の帳簿価額との差額が、企業の公正価値に影響を与える一定範囲の諸要因を捉えている場合もあろう」としている。しかし、IFRS は IGGW を直接的に定義しておらず、その概念は会計上の枠組みの中で主に AGW と区別するための要因として使われて

²⁶ HKICPA スタッフは、帳簿価額（book value）という用語を、現行の会計基準の下で企業の貸借対照表に認識された純額を表すものとして使用している。この金額は、資産及び負債の事後測定、及び認識又は認識の中止の事象のために、期間ごとに変動する可能性がある。

²⁷ のれんの別個の構成要素をそれぞれ会計処理するアプローチを退けた IASB の論拠に沿えば、これらの構成要素が十分に識別可能でも測定可能でもない限り構成要素の決定的なリストを作成することは可能でないと HKICPA スタッフは考えている。

いる。

(取得のれん)

- 3.38 経済的なのれんと AGW との関係は、AGW は企業結合の取得日時点における被取得企業の経済的なのれんの一時点の「スナップショット」であるということである²⁸。AGW は、企業結合日における、被取得企業の識別可能な純資産と、取得企業が見積る被取得企業の公正価値（取得の価格）の差額である。
- 3.39 そのため、のれんという概念は、企業結合の場合だけでなく、企業の公正価値がその識別可能な純資産の帳簿価額を上回る限り存在する。企業結合は、被取得企業の経済的なのれんが、交換取引から差額を埋める金額として測定され得る状況を単に提供するのみである。HKICPA スタッフは、当該残余の測定値を獲得できることが、AGW の認識が現行の会計基準の下で支持できる主要な理由の 1 つであると考えている。
- 3.40 スナップショットとして、AGW は静的かつ区分された歴史的な会計の所産である。AGW の帳簿価額を更新する事後の会計処理の枠組みが何も適用されなければ、AGW は企業結合後に再測定できず、またその後の AGW の変化を直接追跡することもできない（減損テストが CGU の回収可能価額の評価に依存するのはそのためである）。これは、動的であり企業の公正価値が日々変動するにつれて金額が変化する経済的なのれん、あるいは報告期間ごとに変化する企業の識別可能な純資産の帳簿価額とは対照的である。

なぜ償却及び減損アプローチが減損のみアプローチよりも良い選択であるか

- 3.41 HKICPA スタッフは、償却の枠組み（兆候に基づく減損アプローチとともに²⁹）は、AGW の事後の会計処理として最良のアプローチであると考えている。その理由には 2 つの要点がある。

(1) 償却は、AGW の性質をより良く反映する。特に、償却は以下のとおりである。

- ① AGW が次第に被取得企業と統合後の企業を表すものではなくなるという事実をより良く反映する。

²⁸ HKICPA スタッフは、AGW が、取得法の下で、被取得企業の純資産を公正価値で評価した場合の帳簿価額の増分と、被取得企業が過去において未認識であった識別可能純資産の公正価値の影響を受けるであろうことを認めている。

²⁹ 償却及び減損アプローチに関して我々が提案する方法の詳細な議論は、パート 4 を参照のこと。

② 企業がどのように企業結合を利用しているかを示すより良い機会を提供する。

③ 有機的に成長する企業と企業結合を通じて成長する企業との間の比較可能性を改善する。

(2) 減損のみモデルにより次第に大きくなるのれんの残高は、経営者のインセンティブに好ましくない影響を与え、リスクを誤表示させる可能性がある。償却は、こののれんの残高を適時に費用に配分することを確実にすることになる。

3.42 これらの点を順に対応している。

要点1：償却が、AGWの性質をより良く反映する

(AGWがどのように被取得企業及び統合後の企業を次第に表さなくなるかをより良く反映する)

3.43 のれんは常に残余の金額である。それは直接測定又は評価できないが、それは、のれんが企業の公正価値と識別可能な純資産の帳簿価額の差であり、それらのデータ点なしで概念としては存在しないからである。この意味で、のれん自体は「評価」の対象となる項目ではなく、またそれ自体が単独の資産というより資産の一部（当該資産は企業全体である）に過ぎないと言える可能性がある。

3.44 時の経過とともに、AGWとして認識された金額は企業の現在の公正価値又は現在の帳簿価額を次第に反映しなくなり、そのため次第に貸借対照表項目としてさらに意味が乏しくなる。公正価値で測定される可能性のある金融資産のようなものと異なり、AGWは再測定することができず、そのため価値の創造を反映するように更新することが出来ない。

3.45 このように、AGWが未だ減損していない状況は、企業結合が成功していること、または期待に見合っていることを示すものではない。減損テストは非対称であり、価値の増加を反映できない。そのCGUの公正価値が十分である限り、AGWの帳簿価額は、当該CGU内のIGGW及びその他の未認識の「ヘッドルーム」、したがって経済的なのれんによって下支えされる（保護される）³⁰ことになる。これは、減損テストが歴史的なAGWの残高を現在の公正価値と比較するためであり、

³⁰ 具体的には、これが、AGWが配分されたCGUのそれぞれの帳簿価額を上回る回収可能価額（使用価値又は処分コスト控除後の公正価値のうちの高い方）となる。使用価値と公正価値の違いはあるものの、主張は同じである。

このうち後者は、取得時点とは異なる経済的なのれんの状況を反映する。事実上、AGW は IGGW の間接的な認識の上限となる。これは、「減損のシールディング」問題と呼ぶことができる。

3. 46 この減損のシールディング問題は、のれんの実質を曖昧にする。というのも、財務諸表が過去の企業結合から生じる資産であると意図するものが、資産が当初確立されたときのものとは大幅に異なる企業のキャッシュ・フローによって、費用認識を免れる可能性があるためである。統合後の企業及び取得された事業は、AGW を認識した後、何年も業績を上げ続ける可能性がある。その間、取得された事業は統合され、企業全体が無数の方法で強化され、変わっていく可能性があり、ついには当初認識された AGW の意味がほとんどなくなる。その時点、例えば、企業結合から何年も後、又は何十年も後の時点においては、いかなる減損費用も無意味であり、また、混乱を招くものとなる。特に、企業結合が何年も前に収益化に成功していた場合はそうである。
3. 47 上記に留意すると、HKICPA スタッフは、AGW が、取得された事業の評価に用いるキャッシュ・フローに関連付けられ下支えされる（そしてそのために耐用年数を確定できない、あるいは「減耗しない」性質を有する）ことを理由として、AGW を償却すべきでないとする一部の関係者の主張に反対である³¹。まず、AGW は単純に直接測定すること（直接評価すること）ができないため、いかなるキャッシュ・フローにも直接関連付けることはできない。上述したように、AGW は、個別の資産というよりも、企業全体の資産の「一部」として振る舞う。次に、評価されているのは取得のれんであり、これは経済的なのれんのスナップショットであり、したがって歴史的な金額の静的な描像である。AGW が企業のキャッシュ・フローに関連付けられる、又は、キャッシュ・フローにより下支えされると主張することは、さらに困難となる。というのも、AGW は、一部の関係者が主張するように、AGW との関連が想定される企業の公正価値及びそのキャッシュ・フローと次第に関連がなくなるからである。
3. 48 HKICPA スタッフは、「償却及び減損」アプローチが、減損のみアプローチよりも、AGW が次第にベースとなる企業の経済的実質を表すものでなくなるという事実をより良く反映すると考えている。償却は、時の経過とともに企業との関係で

³¹ 特に、一部の関係者は、AGW の価値は取得された事業の評価に用いるターミナルバリューに結び付いており、これは永続的な成長の仮定に従うものであると主張している。これらの関係者は、結果として、のれんは「減耗しない」、つまり、耐用年数を確定できない資産であると仮定し、そのため、償却アプローチに反対すると主張する。HKICPA スタッフは、本 RP で提示されている理由により、この見解に反対する。

次第に意味が乏しくなる資産に対して、原価配分という必要な機能が規則的かつ理解可能な方法で適用されることを確実にする。これは、潜在的に AGW の残高が無意味になる時点まで、ベースとなる企業の変化に関係なく AGW 残高を貸借対照表に維持することを可能とすることで引き起こされる減損のみアプローチの問題を解決することに役立つ。

(企業結合がどのように利用されるかを示すより良い機会)

3. 49 会計の機能の一つは、時の経過にわたって経済的資源の利用を表すことである。これは、有形固定資産の経済価値が増加するか企業の期待に関係なく、これらの項目に対して減価償却のような概念がある理由である。このような減価償却の目的は、項目の公正価値の減少を示すには十分ではない。減価償却の目的は、公正価値の減少を表すこと（これは、現在の価値の測定によってより良く表される）でなく、項目の利用を示すことである。
3. 50 AGW は、企業結合日における企業の歴史的な公正価値の一部を表す（ただし、本セクションで上述したように、この関係を直接、測定することはできない。）。企業結合後にそれらの期待が実現され、当該企業結合の価値が収益化された場合には、それらの企業結合に関連するキャッシュ・フローは、資産（現金、売掛金など）及び資本（利益剰余金）を増加させる収益として会計処理される。AGW が、それに適用する適切な原価配分方法がない場合、企業は事実上、キャッシュ・フローの二重計上を始めることとなる（最初に AGW として、次に収益として）。このような状況では、資産及び資本について人為的かつ会計主導のインフレーションが発生し、企業結合において支払われた金額がその後どのように企業により利用されたかに関する情報は一切ない。
3. 51 HKICPA スタッフは、減損を伴う償却は減損のみアプローチよりも好ましいと考えている。なぜなら、償却は、AGW の利用を示すメカニズムを提供するためである。償却の下では、利用者は、企業結合が（償却期間を通じて³²）利用されると期待される時間軸を見ることができ、企業が稼得する収益との比較で AGW の規則的な原価配分を観察することができるだろう。これは、AGW を企業結合の業績により良く結び付けると考えている。成功した企業結合については、これは企業結合の収益化の優れた表現を提供する。成功しない企業結合についても、償却及び減損アプローチはよりタイムリーな方法で価値の毀損を反映する。
3. 52 一部の関係者は、償却を「人為的な」費用であると批判する。また、一部の関係

³² 償却期間に関する議論については、パート 4 を参照のこと。

者は、AGW については直接測定したり個別に識別したりすることはできず、独立したキャッシュ・フローを生成しないため、AGW として認識される金額を特定の将来の便益に関連付けることは困難であることも当然に指摘する。HKICPA スタッフは、この問題は償却モデルと減損のみのモデルの両方に存在し、AGW が資産として認識される限り存在すると考えている。

- 3.53 のれんの償却及び減損の両方は非資金費用であり、そのため、両方が会計目的において事後の会計処理のメカニズムである限り、「人為的な」ものである。減損モデルは、関連する CGU を参照して AGW の原価を間接的に割り当てる非対称のメカニズムであり、当該 CGU は IGGW との関連性をなくすことはできない。HKICPA スタッフは、前のセクションで述べたように、（例えば、企業が業績を上げている場合、又は、AGW が減損を免れている場合に、）のれんがベースとなる企業の経済的実質を反映しなくなる時点まで長期にわたって費用化しないことは、より人為的であると考えている。
- 3.54 HKICPA スタッフは、償却アプローチの一部として、兆候に基づく減損テストを維持することを提案する。これにより、AGW の未償却額の規模がまだかなり大きい初期の時期に、買収の失敗を示唆する CGU の価値の大幅な低下が認識されることが確保される。そのため、我々のアプローチでは減損が依然として重要な役割を果たすが、その役割はさらに目的適合性を有する。これは、被取得企業が統合後の企業の中で明確に区別できるような企業結合後の間もない時期では、減損が最も目的適合性がある傾向があるからである。HKICPA スタッフは、経営者の資本配分的意思決定と企業結合の成功又は失敗について提供される情報の現在の水準が、償却及び減損アプローチの下で低下しないと考える。我々のアプローチでは、資産としての AGW の認識が排除されたり、企業結合の業績が隠れたりすることはない。HKICPA スタッフは、企業結合の業績に関する追加の洞察についての関心は、開示（基準設定プロセスを通じて開発される企業結合に関する潜在的な新たな開示を含む³³）によって最もよく満たされると考える。

（有機的に成長する企業と企業結合により成長する企業の間比較可能性の改善）

- 3.55 AGW が資産として認識される際に、即座に発生する問題は、主に有機的に成長する企業の財務報告が主に企業結合により成長する企業のものに乖離し始めることである。これは、有機的な成長を構成するものの多くは費用化される必要があり（IGGW として）、一方で、企業結合による成長では識別可能な純資産の一部

³³ HKICPA スタッフは、企業結合のより良い開示が IASB 及び IASB スタッフにより検討されていることに留意している。

として認識されなかった金額は AGW として資産計上される可能性があるためである。このように、企業の成長戦略次第で会計処理の偏りがもたらされる。

- 3.56 償却は、AGW の残高が規則的な方法で最終的に費用化されることを確実にし、有機的に成長する企業と企業結合により成長する企業の間と比較可能性を改善する役割を果たす。これは、付録 B で詳細を説明する。

要点 2: 減損のみモデルは次第に大きくなるのれんの残高を下支えする（これは経営者のインセンティブに好ましくない影響を与えリスクを誤表示させる可能性がある）

- 3.57 我々は、パート 1 に記載されているように、のれんの残高の増加には複数の理由がある可能性があることは承知している。しかし HKICPA スタッフは、減損のみモデルが当該増加に寄与してきたということを否定することは難しいと考えている。

（なぜ減損のみモデルはのれんの残高が増加することを許容するのか）

- 3.58 減損が回避されている限りにおいては、定期的な償却費用がないことにより、当然のれんの残高が増加する結果となる。問題は、現在の会計の枠組みは減損の認識を回避する機会を提供していることである。これは、資金生成単位（CGU）に配分され、現在の回収可能価額と比較するようにテストすることにより、AGW は減損テストされるためであり、この現在の回収可能価額には、必然的に IGGW 及びヘッドルーム、そしてそれゆえ経済的なのれんの変動が含まれる（これは、企業結合日以前に存在していたもの、及び企業結合日後に生成されたものの両方を含む）。これは、減損を覆い隠す（減損のシールドディング）問題³⁴である。
- 3.59 減損のシールドディング問題は、CGU のレベルを決定する能力を含む、減損テストの実施方法を決定する際の経営者の判断のレベルが高いことにより悪化する。経営者は、AGW が関係する事業の価値の低下がより広範な CGU によって保護されるように十分に大きい（十分なヘッドルームがある）CGU にのれんを配分することが潜在的には可能である³⁵。

³⁴ これを、IASB は、IAS 第 36 号の開発において認識していた（IAS 第 36 号 BC134 項から BC135 項）。

³⁵ 例えば、大規模な多国籍企業が 1 つの国で比較的小さな子会社を取得し、当該子会社に係るのれんをグローバルな事業部門に割り当てることが可能である。そうすることで、そののれん

(のれんの残高が増加することの問題は何か)

3. 60 HKICPA スタッフは、成長を続けており費用化されない AGW の残高は、貸借対照表の歪み及び弱体化を招き、適切な意見表明がなくリスクが拡大することを許容することになれば、会計士が果たす役割の懸念につながると考える。以下を考慮する。

(1) 現行ののれんの会計処理は、議論の余地はあるものの、景気循環的である。低金利、金融緩和、積極的な取引の環境は、より多くの企業結合とより高い市場価格を促す可能性がある。これにより、のれんの残高が増加することとなる。このような環境では、企業は状況が良好なままであり、かつ割引率(回収可能価額の計算に使用される)が低いため、当該のれんに関して長期間費用を認識することを回避する可能性がある。ただし、経済状況が悪化して金利が上昇すると、企業は「減損ショック」及び突然の多額の損失を経験し始める可能性がある。

(2) AGW が増加すると、次第に多くの企業の負債及び資本が、識別も、分離も、譲渡も、清算もできない非常に曖昧な資産を支えるという状況が生じる。これにより、経営者は貸借対照表のより思惑的な資産側に対してレバレッジをかけるようになり得る。一部の関係者が AGW の重大な構成要素であると主張するシナジーは必ずしも効果が表れるものではない。McKinsey&Company 及び Bain&Company のリサーチ³⁶によると、調査された合併の 70%近くが期待された収益のシナジーを達成できず、企業結合の 3 分の 2 が意味のある株主価値を生み出すことに失敗している。

3. 61 我々は、減損のみの枠組みは、以下のような望ましくない経営上のインセンティブを助長させる可能性があることにも懸念を有する。

(1) 減損評価の主観的な性質と、減損の保護により、「ビッグバス」の会計慣行を助長する可能性がある。企業は、一度に多額の減損費用を計上することを選択する可能性がある(例えば、経営者の交代と同時に)。

(2) 識別可能な純資産を超える支払いは AGW として反映され、経営者が予見可

はグローバル事業部門の CGU のより大きな回収可能価額によって保護されるため、子会社が期待を下回ったとしても、企業は減損の認識を回避することが可能である。

³⁶ <https://www.mckinsey.com/business-functions/strategy-and-corporate-finance/our-insights/where-mergers-go-wrong>.

https://www.bain.com/contentassets/a13fb5f396e348cc84699f4c7fe89d05/bsr_masteringmergerintegration.pdf.

能な将来に係る事後の費用を無視できることを考慮すると、経営者が企業結合をより高く評価することを動機づける可能性がある。

- (3) 思惑的で膨張した貸借対照表の資産側に対してレバレッジするように経営者を動機付ける可能性がある。
- (4) 財務報告指標を最大化するため、また、しばしば市場が減損を否定的なものと捉えていることから、経営者が減損を可能な限り遅らせるように動機づけられる可能性がある。
- (5) いつまでも残る AGW の残高は（これはインフレした資産及び資本、抑制された費用をもたらす）、経営者の決定に影響を与え、特定の企業行動を進める能力に影響を与える可能性がある。例えば、分配可能な剰余金から配当を支払う能力が影響を受ける可能性がある。

3. 62 洗練された一部の利害関係者がのれんについて調整を行っているという事実は、彼らが現在存在するのれんを思惑的な性質の財務報告項目であると考えているということを示している。

（償却はどのようにこの問題を改善するか）

3. 63 償却は、AGW の残高が、企業結合が利用される期間にわたって規則的に減少することを確実にするため、上述の問題に対処するのに役立つだろう。これは、減損のみモデルでは現在対処されていない潜在的なリスクを低減するのに役立つだろう。また、「減損のシールドイング」問題、及び経営者が疑わしい判断を減損テストに適用する可能性を軽減するのに役立つ。
3. 64 我々は、償却は経営者の規律を改善し経営者が企業結合に対する説明責任をより良く負うことになると考えている。なぜなら企業結合の原価の利用について考えることを企業に要求し、AGW が過度に長期に貸借対照表に計上され続けることを不可能にするためである。これは、長期にわたって費用を回避することに参与し得る現行の減損モデルとは異なる。このようにして、上述した好ましくない経営者のインセンティブは軽減される。
3. 65 HKICPA スタッフは、AGW の償却により、経営者が企業結合の失敗を「隠す」ことを可能にするとの主張に同意しない。我々は、減損を伴う償却は、透明性を向上させると考えている。というのも、企業結合の実際の経済的コストが適時かつ規則的に財務諸表を通じてもたらされることを確保するからである。

のれんと企業の安定性

英国 *Sheffield* 大学マネジメントスクール 会計学及び社会学の *Adam Leaver* 教授による HKICPA スタッフへの寄稿

第 3.50 項で述べたように、減損のみモデルは実質的に資産を「二重計上」する。なぜなら、(a) AGW の価値は、企業結合時点での取得企業の期待将来キャッシュ・フローの資産化された測定値であり、(b) その企業結合から生じるキャッシュ・フローは、対応するコスト又は AGW の減少を生じずに資産（現金、売掛金など）又は資本（利益剰余金）を増加させる収入として会計処理される。言い換えれば企業結合の便益は、最初に AGW として、次に収入として収益化される。この会計処理により人為的に作られた資産及び資本の結果生じるインフレーションは、経営上のインセンティブを歪める可能性がある。

最初に、CEO は有機的というよりはむしろ、無機的に成長するインセンティブを与えられる可能性がある。これは、営業上の効率性を動機とするのではなく、金融工学によって合併を促進する可能性がある。結果として生じる合併は、結合時点で営業上の効率性を悪化させる可能性がある。さらに悪いことに、ある合併について営業上の損益又はキャッシュ・フローの実績が失望的なものであり、経営者に資産価値を高めるために別の合併を行おうとさせる場合、その合併はポンジ^(訳注 2)のような力学を招く可能性がある。このような状況では、よく考えられていない 1 つの合併が、別の合併を生む可能性がある。

第二に、この二重計上された収入を資産化するか分配するかいずれかの選択肢があれば、多くの経営者は分配することを選択する。これは、「取得と分配」戦略につながる可能性がある（これは、他の投資主導で、生産性を重視した株主価値創造の源泉に再びとって代わる可能性がある。）。株主価値の指標に関連する報酬構造又は株主価値の創造を支える指標は、この問題を悪化させる可能性がある。

第三に、二重計上の便益は、経営者が企業資産の真の経済価値を過大評価することを促進する可能性がある。そのため、取得企業は、ターゲット企業を取得するために、当該企業の平均的な年間収入の数倍の支払いを受け入れる可能性がある。平均的な年間収入の数倍より高い金額を支払うと、計上されるのれんにはそれに対応した影響がもたらされる可能性がある。

(訳注 2) 不特定多数から出資を集める詐欺

第四に、のれんの二重計上は、企業の安定性に影響を与える可能性がある。企業結合が多額の負債で賄われており、企業結合から生じるキャッシュ・フローがAGWの評価を正当化すると予想されるレベルを下回る場合、二重計上は反対の状況を生じさせる。キャッシュ・フローの低下はリアルタイムの損失につながり、それらのリアルタイムの損失はのれんの減損テストにつながる可能性がある。CGUの資産の回収可能価額が帳簿価額を下回っているとみなされる場合、リアルタイムの損失に加えて減損費用が発生する可能性がある。企業が強くレバレッジされている場合、営業損失及び減損損失に対応するための資本の余剰が不十分になる可能性がある。さもなければ、市場が株式を購入することを望まない正にその時点で、企業は株式発行を通じて資本増強することを余儀なくされる。企業は経済的パフォーマンスが低下しているにもかかわらず、のれんを減損することをためらう可能性がある（これは、会計上の不正行為を助長する。）。

この意味で、のれん会計はレバレッジの一形態と考えられる。そして、これらのプロセスは「景気循環的」と考えられ、2007年から2008年の金融危機の間に金融機関で目撃された問題の一部を反映する。さらに、その論理が、貸借対照表のボラティリティがより大きいことにある場合（その予測は困難である）、投資家に対する会計の意思決定有用性を損なう可能性がある。

パート 4 償却期間と償却方法

- 4.1 両スタッフは、償却がそれぞれの個々の企業結合から生じる AGW に全体として適用されるべきである（すなわち、ある特定の企業結合から生じる AGW の資産は異なる償却スケジュールを持つ構成要素に分解されるべきではない）と考えている。これは、AGW を分割して識別することもできなければ、分割したものを直接測定することもできないためである³⁷。また、AGW の償却期間は、経営者が合理的に利用可能な情報を用いた合理的な見積りにより決定すべきである。
- 4.2 以下では、両スタッフのそれぞれの提案を、それぞれのスタッフの中心となる論拠に基づいて示す。

パート 4A ASBJ スタッフの見解

償却の単位

- 4.3 第 3.23 項から第 3.26 項で議論したように、ASBJ スタッフは、AGW が減耗する性質を財務諸表で描写するために償却アプローチを適用すべきと考えている。ASBJ スタッフは、償却期間の見積りが困難という理由だけで、償却アプローチが拒否されるとは考えていない。
- 4.4 この点、第 3.8 項から第 3.11 項で議論したように、AGW が、概念的には、継続企業の要素やシナジー要素など、複数の要素により分析が可能であるとしても、償却期間は、AGW 全体に単一のものを適用すべきと ASBJ スタッフは考える。
- 4.5 ASBJ スタッフは、AGW は、企業結合の対価から識別可能な純資産の公正価値を控除した残余であり、それ自身が単独でキャッシュ・フローを生成しないと認識している。したがって、ASBJ スタッフは、実務上、個々の構成要素の識別は容易でないと理解している。また、仮にそれらの構成要素が特定できたとしても、構成要素同士の相互の影響があるため、償却期間への影響を定量化することは容易でない。
- 4.6 1999 年に公表された財務会計基準書公開草案「企業結合及び無形資産」（「1999

³⁷ もし、AGW の構成要素が償却のために独立して識別可能であるならば、このような構成要素は IAS 第 38 号の無形資産としての認識が検討されるべきだったと推察されると両スタッフは考える。

年公開草案」)において、FASB は、区分要素アプローチ (the discernible-elements approach) を検討したとしている。当該アプローチは AGW が複数の区分可能な要素で構成することを想定し、各構成要素の耐用年数を識別するアプローチであり、区分した要素の加重平均償却期間を用いて AGW を償却するものである。このアプローチはフィールドテストを通じて非常に主観的であることが判明したため、それ以上の検討は行われなかった。

- 4.7 このため、1999 年公開草案でそのアプローチは提案されなかった。代わりに FASB は AGW 全体に対する償却期間を、上限を 20 年として経営者が見積ることを提案した。そうした議論の経緯を考慮すると、ASBJ スタッフは、個別の構成要素に複数の償却期間を適用するよりも、AGW 全体に単一の償却期間を適用することが合理的と考える。

償却期間を決定するためのアプローチの候補

- 4.8 AGW 全体の償却期間を決定するためのアプローチ候補には、以下が含まれる。

アプローチ 1: AGW の性質を考慮して、経営者に償却期間の見積りを要求する。

アプローチ 2: 償却期間の見積りの不確実性が大きすぎるため、会計基準設定主体が償却期間を決定すべきである (つまり、「pick a number」)。

- 4.9 アプローチ 1 は、企業結合は多様であり、その性質が様々であるとの事実を考慮するものである。ASBJ スタッフは、取得企業がのれんに期待するものやそれがいつ減耗すると予想されるか (言い換えると、取得企業がのれんをいつまで有効と期待するか) は、対象となる企業結合により異なると考える。ASBJ スタッフは、多くの場合、そうした取得企業の期待は、再投資した資産から生じるキャッシュ・フローの増加を除き³⁸、経営者が企業結合により将来の正味キャッシュ・インフローが増加するとの期待と整合すると考えている。ただし、アプローチ 1 はアプローチ 2 と比べてコストがかかる可能性がある。

- 4.10 アプローチ 2 は、各企業結合から生じる AGW の様々な性質を無視する。このため、このアプローチは、異なる経済的実質を有する複数の AGW を同じに見せる

³⁸ 第 3.22 項では、AGW の減耗性を議論する際には、再投資によるキャッシュ・フローを考慮すべきではないことを議論している。

可能性があり、AGW の減耗を適時に表すことができない可能性があり、誤った比較可能性を示す可能性がある。その一方で、AGW の償却期間は国際的な議論において論争となってきたおり、「too little, too late」の問題に対処することの優先度が高いことを所与とすると、償却期間についてデフォルトの期間を設けることは、実行可能な代替案と考えるべきとの主張がある。ただし、アプローチ 2 は、償却期間の見積りの主観性を排除すること、及びコストの懸念に対処することという文脈でのみ正当化できる。

4.11 これらのアプローチ 1 及びアプローチ 2 に関して、ASBJ が 2017 年 7 月の会計基準アドバイザリー・フォーラム会議に提出したペーパー「「too little, too late」の問題への対処として考えられるアプローチ」（「ASBJ ペーパー」）³⁹では、次の検討を行っている。

(1) ASBJ ペーパーは、以下で議論する上限を設定する修正はあるものの、基本的にアプローチ 1 を支持した。すなわち、ASBJ ペーパーでは、償却期間の考え方に関する原則を明確にすることが重要であること、その原則の開発にあたり、当該償却期間や償却により提供される情報に係る財務諸表利用者の見解を重視すべきことを主張した。そして、償却を支持する財務諸表利用者は、企業の経営者による見積りに基づく情報を有用と考えていた。その意見の本質として、償却期間は「将来の正味キャッシュ・インフローが企業結合により増加すると見込まれる期間に関する経営者の見積りに基づくこと」であると考え、経営者の見積りに依存することの懸念は承知しつつも、その優位性の方を強調した。

(2) その一方で、ASBJ ペーパーでは、アプローチ 2 の考え方に肯定的な意見を示していない。すなわち、経営者による見積りに基づく償却期間が有用であるとしている財務諸表利用者にとって、会計基準設定主体が一律に定めた償却期間に基づく情報は有用とならない可能性が高く、また、すべての AGW が同一の耐用年数を仮定することになるため、それは必ずしも忠実な表現とならないとした。

4.12 ASBJ スタッフは、2017 年に表明された財務諸表利用者の意見に大きな違いはないと理解している。また、償却期間の見積りには企業結合に係る様々な情報が必要であるため、経営者がこれを見積りするための最良の位置にいる。このように、前項の ASBJ ペーパーの議論は今でも有効と考えており、企業の経営者による見積

³⁹ 次のウェブサイトを参照のこと。

<https://www.asb.or.jp/en/discussions/papers/2017-0612-2.html>

(日本語 <https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/asaf/y2017/2017-0706/2017-0612.html>)

りに基づく情報を有用と考えていた財務諸表利用者の見解を重視して、基本的にアプローチ1を優先するべきと考える。

(アプローチ1における償却期間の上限)

- 4.13 償却期間に上限を設けることは、償却期間の見積りにおいて当該上限を上回る範囲での経営者の裁量を狭め、情報の目的適合性に影響を与える可能性があり、ASBJスタッフは、これがアプローチ1の目的と整合しないことを認識している。しかし、パート1で説明した「too little, too late」の問題への懸念が増大していることを仮定すると、そうした対応は、目的適合性のある情報の提供とそうした懸念への対応の必要性の間のバランスを図るのに役立つ可能性が高い。すなわち、このような最長期間を設定することは、AGWの金額がその最長期間内にゼロになることを確保し、「too little, too late」の問題への対応に役立つと考えられる。このため、ASBJスタッフは、上限の償却期間を設定することが適切であると考ええる。
- 4.14 適切な最長の年数を論理的に設定するのは容易ではないが、ASBJペーパーでは、10年の期間が提案された。これは、(1)米国会計基準の下で非公開企業に提供される償却オプション⁴⁰と、(2)中小企業向けIFRSの下での償却の要求事項⁴¹について設定された償却期間の最大値や、(3)複数の学術論文の研究結果から、10年とすることが関係者の理解を得られやすいのではないかと考えられたためである。
- 4.15 この点、ASBJスタッフは、ASBJペーパーと同様に、10年を提案するものの、ASBJペーパーと異なり、国際的なコンセンサスを得る観点で、それに反証を認めないことを考えている。この理由には、(1)これまでの国際的な議論では、企業結合の効果が10年を超えて続くことを期待する可能性は低いとの見解があること、(2)米国会計基準の下で非公開企業に提供される償却オプションと、中小企業向けIFRSの下での償却の要求事項について、償却期間の最大値として10年が設定され、(反証の推定としても)それを超える期間は認められていないことが挙げられる。また、ASBJスタッフは、追加で参照可能な学術論文の研究結果(付録C参照のこと)も確認した。そのうえで、引き続き、10年とすることが関係者の理解を得られやすいのではないかと考えている。

(アプローチ2の検討)

⁴⁰ FASB 会計基準コード化体系 第350-20-35-63項

⁴¹ 中小企業向けIFRS 第19.23項(a)

- 4.16 パート1で示したように、AGWの残高は、その後も時の経過とともに概ね継続的に増加し、本RPはこの傾向が存在する可能性が高いことを仮定して、「too little, too late」の問題を議論している。また、米国での議論に見られるように、AGWの事後の会計処理に関連して生じるコストへの懸念が極めて高い。これらを考慮すると、アプローチ2に一定のバリエーションを加えたものも国際的なコンセンサスを得るための次善の策として検討の価値があると考えている。その場合、償却期間の見積りにおける主観性の排除と一定の目的適合性の確保のバランスを考慮し、デフォルトの償却期間より短い償却期間がより適切と企業が正当化できる場合には、その償却期間を許容することが考えられる。
- 4.17 ASBJスタッフは、アプローチ2のバリエーションとして、企業が正当化できる場合にはデフォルトの期間よりも短い償却期間を許容することを考慮すると、アプローチ1で設定する上限の議論はアプローチ2のデフォルトの期間の設定のための議論にも有効であると考えている。このため、アプローチ2の場合に、デフォルトの期間を10年とすることも提案する。

パート4B HKICPA スタッフの見解

償却期間

- 4.18 のれんの償却を提案している理由の一つは、AGWの利用を反映するためである。したがって、AGWの償却期間は、企業結合について予想される利用の観点から決定されるべきであると考えている⁴²。被取得企業の統合及び収益化が取得日時点において予想される期間を含め、企業は被取得企業の利用に対する企業の予想を反映する償却期間を決定するために判断を適用するべきである。
- 4.19 我々はこの原則に従って、AGWの償却期間を決定するために使用され得る様々なアプローチ及び情報ソースがあると考えている。企業結合に取り掛かる際、経営者が被取得企業の取得後の事業計画を分析し、立てておくことが望ましい実務である。償却期間の決定を伝えるために質問される可能性があるものには次の事項が含まれる。

⁴² 読者は、これは耐用年数を決定するためのIAS第16号における原則に類似していると言及するかもしれない。

- (1) 企業結合の目的及び戦略的な論拠は何か。主要な事業上の目標又は優先事項及びそれらの予想されるタイムフレームは何か。
- (2) 企業結合からの最も重要な価値の源泉は何か、またいつ、どのようにそれらは実現するのか。
- (3) 企業結合から予想される財務的な結果はどのようなものか、またいつそれらは予想されるのか。将来キャッシュ・フローに基づいて投資（移転された対価）に予想されるリターンはあるか。
- (4) 企業結合に対する統合計画はどのようなものか。統合プロセスはいつまで続くのか。統合チームの主要なマイルストーンは何か、及びそれらはいつ達成されると予想しているのか。
- (5) 最短の又は最長の償却期間を示す可能性のある何らかの制限要素はあるか（例えば、法律、コンプライアンス、又は企業結合を完全に統合し事業化する能力に影響を与えるその他の類似の要素）。

4.20 我々は、この情報の多くは、内部報告を源泉とできるはずであると考え。企業は無形資産の耐用年数を決定するために、IAS 第 38 号第 90 項においてすでに言及されている要素もまた考慮する可能性がある。償却期間の決定には経営者の判断が要求されるだろう。しかし、被取得企業の予想される利用を反映するという原則に基づいて償却期間を決定するプロセスは、(1) 経営者（企業結合後の計画について批判的に検討することが必要となるため）、及び(2) 利用者（企業結合に対する経営者の予想へのさらなる洞察が得られるため）、の双方に便益があるだろうと我々は考えている。HKICPA スタッフは、これが AGW の償却期間の決定にあたり用いられる重要な判断の開示によって強化されることに留意している⁴³。

4.21 企業結合について期待される利用の原則に基づくこのようなアプローチを定めることは、AGW は企業結合日における公正価値と帳簿価額の差額の歴史的なスナップショットであるという我々の見解も反映する。AGW は直接測定できない歴史的な残余の金額であり、本質的には価値評価の対象とはならず、会計上の構成概念として、「経済的耐用年数 (economic life)」はない。

⁴³ 重要な判断を開示することの必要性は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の開示要求事項により捕捉される。

4.22 上記の原則に加えて、我々は次のとおり考えている。

- (1) 償却期間について、強制的な下限や上限は存在すべきではない。このような要求事項は IFRS の原則ベースの性質に沿っていないであろうし、企業固有の状況、業界や経済の状況を反映することができない可能性があり、利用者に提供される情報価値を低下させるためである。また、それは企業に業務上の利便さの問題として法定の期間を選択することや償却費用を最小化することへの動機付けとなる可能性もある。
- (2) それにもかかわらず、HKICPA スタッフは、償却期間はある特定の年数（例えば、10 年）を超えてはならないという反証可能な推定を支持する。これは、AGW の性質を反映することができず、減損のみアプローチの下で既に言及されていることと同様の懸念を生じる結果となる、非常に長い償却期間を企業が見積ることを避けるためである。

AGW の償却期間の決定—他の可能性のあるアプローチ

2019 年 10 月の会計基準設定主体国際フォーラム（IFASS）においても、参加者から償却期間を決定する多くのアプローチが提案された。それらの中で、企業結合から生じるシナジー及びベースとなる取得される資産の予想される利用を考慮する際に、企業は取得された識別可能なベースとなる資産の平均耐用年数に基づく方法を適用し得るだろうということに我々は留意した。他の提案は、企業の業界又は事業のライフサイクルを参照するというものであった。

償却方法

- 4.23 HKICPA スタッフは、企業は、企業結合について予想される利用を最も反映する償却パターンを決定するために、判断を適用することが要求されるべきであると考えている。
- 4.24 もし、IAS 第 16 号や IAS 第 38 号の減価償却や償却の要求事項を類推するならば、使用される費用配分方法が資産の将来の経済的便益が利用されると予想されるパターンを反映しなければならないと我々は言及するかもしれない。HKICPA スタッフは、IAS 第 16 号及び IAS 第 38 号と同様に、様々な償却期間が、償却期間にわたって規則的に AGW を配分するよう用いられる可能性があると考えている。しかし、用いられる方法は、被取得企業の予想される利用を反映し、各報告期間において継続的に適用されるべきである。我々は、IAS 第 38 号と同

様に、利用の償却パターンが信頼性を持って決定できない場合、企業は定額法の使用が要求されるべきだと考えている。

4. 25 企業は償却方法を伝えることに役立つ様々な質問を考慮するだろう。償却期間を決定するために使用される情報の中には、償却方法を決定するために使用されるものもあるだろう（例えば、予想される財務的な結果、統合計画、主要なマイルストーン等）。
4. 26 我々は AGW の残存価額は償却の目的上、ゼロになるべきであると考えている。AGW は独立してキャッシュ・フローを生み出さず、譲渡や処分はできない。加えて、AGW は、時の経過とともに、被取得企業及び統合後の企業を次第に表さなくなる。

償却の適用－過度に困難又は恣意的となるか

一部の利害関係者は、AGW に対する償却の枠組みは過度に難しく判断に依存するものであり、又は過度に恣意的であるため適用できないと主張する。

償却の枠組みと現行の減損のみの枠組みを比較する場合には特に、HKICPA スタッフはこのような主張に賛成できない。減損のみの枠組みもまた判断的であり（例えば、AGW の CGU への配分及び減損テストの適用に関して）、実務上の負担となっている。一方で、減価償却又は償却の適用は、近代の多くの期間において最も基本的なレベルで会計の中に存在していた。兆候に基づく減損を伴う償却は年次の価値評価プロセスの負担（複雑かつ時間を要するものであり、コストがかかる外部の価値評価会社の関与を要求する可能性がある）を減少させるだろうと HKICPA スタッフは考えている。

本 RP は、AGW を償却すべき原則ベースの方法について示し、償却期間と償却方法の両方を決定するために使用され得るいくつかの方法及び思考プロセスを説明している。HKICPA スタッフは、企業結合の予想される利用に基づいて償却期間及び償却方法を決定することは実務的であり、かつ合理的であると考えている。なぜなら企業は、(1)企業結合の目的及び目的を満たすタイムフレームはどのようなものか、(2)企業結合に対する財務的な予想はどのようなものか、及び(3)企業結合の統合計画はどのようなものか、といったような質問に対する基本的な回答を持つべきだからである。我々はさらに、当該情報の多くは内部報告に基づくべきであると考えている。これを外部報告に利用すればコストを最小限に抑える助けとなる。

このような質問への回答は、企業がどのように被取得企業を利用することを予想するのかの合理的な見積りを伝えることに役立つ。判断は確かに要求されるが、判断の使用は IFRS の多くの領域において存在しており、結果として生じる情報の有用性を損ねるものではない⁴⁴。

このような質問への回答はまた、企業結合に関する経営者の規律と説明責任を強化することにも役立つだろう。これは、多くの点で償却の枠組みがサポートすると我々が考えるものである。償却期間と償却方法を決定するために、及びそれらがどのように決定されたのかを開示するために、企業は企業結合と企業結合後の計画について重要な質問を検討し、回答する必要があるだろう。これはさらに望ましい実務と経営者の受託責任をサポートするのに役立つだろう。

⁴⁴ 概念フレームワークの第 2.19 項では、合理的な見積りの使用は財務情報の作成の不可欠の一部であり、その見積りが明確かつ正確に記述され説明される場合には、当該情報の有用性を損なうものではないと記載されている。

謝辞

本 RP は、板橋淳志（ASBJ スタッフ）及び Tiernan Ketchum（HKICPA スタッフ）により作成された。作成にあたり、小賀坂敦（ASBJ 委員長）、川西安喜（ASBJ 副委員長）、及び HKICPA 財務報告基準委員会から助言を得たほか、梶田幸裕及びその他の ASBJ のスタッフ、並びに HKICPA のスタッフの Michelle Fisher、Norman Chan、及び Joni Kan から支援を得た。

HKICPA スタッフは、HKICPA 基準設定担当の前ディレクター Christina Ng、及び Sheffield 大学マネジメントスクール 会計学及び社会学の Adam Leaver 教授の支援に大変感謝している。

本 RP のありうべき誤りは筆者の責任である。

付録 A 定量的調査の手法

分析される企業の範囲

A1. 定量的調査では、米国、欧州、香港及び日本における次の4つの主要な株価指数を構成する1,000社を超える上場会社のデータを収集した。

- (1) 米国の S&P 500 株価指数（「米国の株価指数」）
- (2) 欧州の S&P Europe 350 株価指数（「欧州の株価指数」）
- (3) 香港のハンセン総合指数（「香港の株価指数」）
- (4) 日本の日経 225 株価指数（「日本の株価指数」）

A2. 本調査の開始時点（すなわち 2019 年 7 月）において株価指数を構成する会社を母集団に含めているが、次の調整には留意する必要がある。

- (1) 2014 年から 2018 年のいずれかの期間に純資産がなかった会社は母集団から除外した。
- (2) 重複している会社（例えば、グループとグループ内の上場子会社）は母集団から除外した⁴⁵。ただし、香港の株価指数を構成する会社を除く（グループ関係を追跡するためのデータが利用できなかったため）。
- (3) 日本の株価指数については、2014 年から 2018 年の間に日本基準又は米国会計基準から IFRS に移行した会社があることを考慮して、以下の会社のみ母集団に含めた⁴⁶。

① 以下の数値に関しては、2018 年に IFRS を適用した会社を母集団に含めた。

- 図 1.1：のれんの合計額の推移
- 図 1.2：図 1.1 の推移（2014 年を 100 とする）
- 図 1.3：のれんを認識していた会社の 1 社当たりののれんの金額の推移
- 図 1.4：純資産に対するのれんの金額の割合の推移
- 図 1.5：図 1.4 の推移（2014 年を 100 とする）

⁴⁵ 当該グループ関係は、Bloomberg データベースで提供される情報（「企業概要」カテゴリー内の「最終親会社」と称する情報）により識別した。

⁴⁶ 母集団に含める会社の決定にあたり(1)と(2)の調整も考慮した。

- 図 1.6：時価総額に対するのれんの金額の割合の推移
- 図 1.7：図 1.6 の推移（2014 年を 100 とする）
- 表 1.8：純資産に対するのれんの金額の割合が一定の割合を超える会社数の推移
- 表 1.9：時価総額に対するのれんの金額の割合が一定の割合を超える会社数の推移

会社が日本基準を適用した期間の財務数値について、償却費の影響に関する調整を行っていない。

② 以下の数値に関しては、2014 年から 2018 年を通じて IFRS を適用した会社を母集団に含めた。

- 図 1.10：費用化されたのれんの金額の推移
- 図 1.11：のれんの費用化の程度の推移

A3. 前項で述べた調整を踏まえて、各株価指数について分析した会社数は次のとおりである。

株価指数	株価指数に含まれる会社数	分析対象会社数	のれんを認識した
			会社数
米国	500	489	445
欧州	351	346	333
香港	485	464	339
日本	225	62*(29 [#])	59*(27 [#])
合計	1,561	1,361	1,176

* 2018 年に IFRS を適用した会社数。該当する会社のデータは、図 1.1 から図 1.7 及び表 1.8 及び表 1.9 に使用される。

2014 年から 2018 年を通じて IFRS を適用した会社数。該当する会社のデータは、図 1.10 及び図 1.11 に使用される。

A4. 本サンプルは代表的なサンプルではなく、統計的推定に利用すべきものではないことに留意されたい。

対象年度

A5. 我々は、2014 年から 2018 年までのデータを収集した。

A6. ほとんどの会社の決算日は 12 月 31 日であったが、一部の会社の決算日は 12 月 31 日ではなかった。それらの会社について、米国、欧州、香港及び日本の株価指数については、12 月 31 日に最も近い決算日の財務データを当該年を含めている。例え

ば、決算日が 2018 年 7 月 1 日、2018 年 12 月 31 日、2019 年 6 月 30 日の会社の財務データは、すべて 2018 年のデータとして表示されている。

収集データ

A7. 我々は、分析したそれぞれの会社について次のデータを収集した。

- (1) のれん
- (2) のれんの減損
- (3) 純資産（すなわち、資本合計の帳簿価額）
- (4) 時価総額（すなわち、資本合計の市場価値）

A8. 本 RP では、読者の便宜上、すべての金額を米ドル（USD）に換算している。この換算には、次の表で示した 2019 年 6 月末時点の単一の為替レートが使用されている。

1 EUR = 1.13699 USD	1 CHF = 1.02494 USD
1 JPY = 0.00926 USD	1 DKK = 0.15239 USD
1 CNY = 0.14562 USD	1 NOK = 0.11721 USD
1 HKD = 0.12797 USD	1 SEK = 0.10773 USD
1 GBP = 1.26935 USD	

A9. 株価指数を構成する会社のデータは、Bloomberg データベースを使用して収集及び分析が行われた。ただし、次の調整を行った。

- (1) 日本の株価指数に関しては、「のれんの減損」について Bloomberg と分析対象会社の年次報告書の 2 つのデータソースからのデータが不整合な場合、すべての会社について、Bloomberg のデータをそれに対応する年次報告書のデータに置き換えた。
- (2) 米国、欧州、香港の株価指数に関しては、「のれんの減損」について Bloomberg と分析対象会社の年次報告書の 2 つのデータソースからのデータが不整合な場合、のれん残高を対前年比で 10 億米ドル以上減少させた会社について、Bloomberg のデータをそれに対応する年次報告書のデータに置き換えた。
- (3) その他のマイナーな調整として、会社の決算期変更によって、Bloomberg データベースのデータが利用可能でない年について、会社の年次報告書のデータを利用した。

付録 B 有機的に成長する企業と企業結合により成長する企業の比較可能性

- B1. IFRS の概念フレームワークでは、比較可能性の質的特性を説明する中で、類似の経済現象の忠実な表現にはある程度の比較可能性はあるはずであると述べられている。現在の会計制度では、企業結合時にのみ取得のれんが資産として認識される結果となるが、その他の場合には認識されない。これは、企業結合を通じて成長する企業と有機的に成長する企業との間にずれを生じさせる。
- B2. 説明のため、次の例を考える。X 銀行は主に投資銀行サービスを提供している。経営者は富裕層向けの投資銀行サービスを市場に出すことによりシナジーを拡大し、実現させるため、新たな財産管理部門を立ち上げることを決定する。経営者は次の 2 つの選択肢を考えている。
- (1) 選択肢 A: 内部で新たな財産管理部門を構築する。この選択肢では、内部的な費用に 20 百万ドルの支出が生じる。5 百万ドルは識別可能な資産であり、15 百万ドルは IAS 第 38 号における認識規準を満たさず、費用に関連するものである（そのため、IGGW に寄与する）。
 - (2) 選択肢 B: 市場において既存のプライベート・バンクを取得し、新たな事業部門に統合する。この選択肢も、20 百万ドルの支出が生じる。5 百万ドルは識別可能な純資産に配分され、15 百万ドルはのれんとして認識される。
- B3. 経営者は双方の選択肢において、統合された財産管理部門を十分に確立するのに、1 年を要すると決定する。設例の目的のために、X 銀行はどちらの選択肢の下でも、1 年後には実質的に全く同じ経済状態になっていると仮定する。さらに、それぞれの企業の公正価値は同じであり、財産管理事業を構築するために使われるコストに大きな影響を受けると仮定する。双方の選択肢の下、この状況がどのように会計処理されるか説明する。

選択肢 A（有機的な成長）：

- B4. X 銀行は、IAS 第 38 号の認識規準を満たさない原価である 15 百万ドルを費用化し、その他の識別可能な資産の 5 百万ドルを資産化する。年度末において、当該費用は利益剰余金を通して、資本を減少させる。

借方		貸方	
費用	15 百万	現金	20 百万
その他の資産	5 百万		
全般的な影響			
<ul style="list-style-type: none"> 現金 5 百万ドルがその他の資産に変換される 資産（現金）の減少 15 百万ドル 費用の増加 15 百万ドル 資本（利益剰余金）の減少、15 百万ドル 			

選択肢 B（企業結合による成長）

B5. X 銀行は、IFRS 第 3 号での要求通り、AGW15 百万ドルを資産化し、その他の識別可能な資産 5 百万ドルを資産化する。減損が無いと仮定すると、利益剰余金への影響はない。現金は、会計上の目的のためにその他の非資金資産に変換されている。

借方		貸方	
AGW（資産）	15 百万	現金	20 百万
その他の資産	5 百万		
全般的な影響			
<ul style="list-style-type: none"> 現金 20 百万ドルは AGW 及びその他の資産に変換される 			

B6. このため、構築後の X 銀行の貸借対照表の状態は選ばれた選択肢によって異なる。X 銀行が総資産 120 百万ドルで構築前の年度を開始し、負債と資本を均等に分けると仮定する。構築後は、貸借対照表は（減損は無いと仮定し、単純化のために他のすべての要素及び取引を無視すると）次のとおりになる。

選択肢 A	
資産 105 百万	負債 60 百万
	資本 45 百万

選択肢 B	
資産 120 百万	負債 60 百万
	資本 60 百万

B7. 上記の例は、企業が有機的に成長するか、企業結合を通じて成長するかによって、成長に係るコスト及び成長後の企業の経済実態が理論的に同一である場合においてさえ、現在の会計制度が財務報告に差異をもたらすことを示している。これは、比較可能性の質的特性に悪影響を与えている。のれんの会計処理に関しては、有機

的に成長する企業が企業結合により成長する企業よりも比較的親切ではない会計モデルに晒されていることを考慮すると、有機的に成長する企業にとってさらに「不公平」であると主張する人もいるかもしれない。

- B8. 取得のれんの事後測定に償却を導入することは、取得のれんの残高が規則的な方法で最終的に費用化されることを確実にし、有機的に成長する企業と企業結合により成長する企業の間と比較可能性を改善する役割を果たす。

付録C ASBJスタッフが参照した学術研究

(償却の目的適合性に関して米国会計学会のコメントレターで引用された分析)

- C.1 FASB 意見募集「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」に対する米国会計学会のコメントに示されているように、のれんの償却期間に関する研究結果は限定されているものの、一部の研究では、取得のれんの便益が急速に衰え、投資家がのれんを減耗性のものと見ているとの示唆を提供しているとし、それには以下が含まれる。

Bugeja, M., and N. Gallery. (2006). Is older goodwill value relevant? *Accounting & Finance*, 46 (4): 519-535.

また、当該コメントは、以下の研究では、さらにのれんの償却期間に焦点を当てて検証し、償却期間が短い方がAGWの短期的な便益をより良く反映することが示唆されているとしている。

Henning, S. L., and W. H. Shaw. (2003). Is the selection of the amortization period for goodwill a strategic choice? *Review of Quantitative Finance and Accounting*, 20 (4): 315-333.

Ojala (2007): Ojala, H. (2007). The value relevance of accounting goodwill - Does the abandonment of systematic amortisation make sense to investors? *Finnish Journal of Business Economics* 1: 9-34.

- C.2 その一方で、当該コメントでは、償却が有用な情報を提供しないとする以下の研究が紹介されている。

Jennings, R., M. LeClere, and R. B. Thompson. (2001). Goodwill amortization and the usefulness of earnings. *Financial Analysts Journal* 57 (5): 20-28.

Moehrle, S. R., J. A. Reynolds-Moehrle, and J. S. Wallace. (2001). How informative are earnings numbers that exclude goodwill amortization? *Accounting Horizons* 15 (3): 243-255.

(リターン率の平均回帰に関する分析)

- C.3 以下は、平均回帰を示した最も著名な学術ペーパーの1つである。

Fama, E.F. and K.R. French (2000). Forecasting Profitability and Earnings, *Journal of Business*, 73(2): 161-175

加えて、ASBJ スタッフは、ASBJ ペーパーを起草した際に、次の学術ペーパーをレビューした。

Healy, P., Serafeim, G., Srinivasan, S. and Yu, G. (2011). Market competition, government efficiency, and profitability around the world. Working paper, Harvard Business School. Available at SSRN 1865878.

Nissim, D. and Penman, S. H. (2001). Ratio analysis and equity valuation. *Review of Accounting Studies*, 6: 109-154.

Obinata, T. (大日方 隆) (2013). 「利益率の持続性と平均回帰」中央経済社

Palepu, K. G. And Healy, P. M. (2012). Business analysis and valuation 5th edition - International edition, Cengage learning.

Palepu and Healy (2012)において、超過営業自己資本利益率が5年から10年以内で消失するという実証研究結果が示されている。また、Nissim and Penman (2001)において、超過営業利益に関して10分位ポートフォリオを作成し、平均回帰の期間を分析した結果、最高10分位において当該超過営業利益が10年以上持続するという経験的証拠が得られている。

C.4 ASBJ スタッフは、今回、追加で以下のペーパーを確認し、利益率の平均回帰の結果に大きな違いが生じていないことを確認した。

Muramiya, K. (村宮 克彦) (2010). 「残余利益モデルを構成する財務比率の特性分析」桜井久勝編著『企業価値評価の実証分析 モデルと会計情報の有用性検証』第9章, 230-269頁, 中央経済社

1977年1月から2007年3月の間に終了する会計期間について日本企業をサンプルとしてNissim and Penman (2001)と同様の分析が行われている。9年間の時系列分析が残余利益及び残余営業利益について行われ、平均回帰の傾向が観察されている。

Sakurai, T. (櫻井 貴憲) (2010). 「残余利益の持続性と企業価値評価」桜井久勝編著『企業価値評価の実証分析』第10章, 270-315頁, 中央経済社

本著では、2002年3月から2007年3月の間で終了する会計期間の日本企業をサンプルとして、年単位の残余利益の調整速度が0.6271であることを示している。これに基づき、ROEは約5年間で資本コストに収束することが見積られるとしている。

(企業結合後の成果に関する分析)

C.5 次の学術ペーパーでは、企業結合後の成果に関する研究としていくつかのペーパーを参照している。

Obinata, T., (2012). 大日方隆 編著(2012)「会計基準研究の原点」P.364-365, 中央経済社

Obinata (2012)で参照される研究で、成果の改善を支持するものには以下が含まれる。

Healy, P.M., K.G. Palepu and R.S. Ruback, (1992). Does Corporate Performance Improve after Mergers?, *Journal of Financial Economics*, 31(2): 135-175

Bruner, R.E., (2001). Does M&A Pay? A Survey of Evidence for the

Decision-Maker, working paper, University of Virginia

Kallunki, J.-P., E. Pyykkö and Tl Laamanen, (2009). Stock Market Valuation, Profitability and R&D Spending of the Firm: The Effect of Technology Mergers and Acquisitions, *Journal of Business Finance & Accounting*, 36(7-8): 838-862

Obinata (2012)で参照される研究で、成果の改善を支持しないものには以下が含まれる。

Ghosh, A., (2001). Does Operating Performance Really Improve Following Corporate Acquisitions? *Journal of Corporate Finance*, 7(2): 151-178

Ma, Q., D.A. Whidbee and A.W. Zhang, (2011). Value, Valuation, and the Long-run Performance of Merged Firms, *Journal of Corporate Finance*, 17(1): 1-17

以 上